

令和元年度業務実績等報告書

令和2年6月



独立行政法人環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

< 1. 公害健康被害の補償に関する業務 >

- (1) 徴収業務 1
- (2) 納付業務 10

< 2. 公害健康被害の予防事業に関する業務 >

- (1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 14
- (2) 地方公共団体への助成事業 24
- (3) 公害健康被害予防基金の運用等 28

< 3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業） >

- (1) 助成事業 31
- (2) 振興事業 43
- (3) 地球環境基金の運用等 50

< 4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 > 54

< 5. 維持管理積立金の管理 > 56

< 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務 >

- (1) 認定・支給等に係る業務 58
- (2) 納付義務者からの徴収業務 70

< 7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務） >

- (1) 研究管理 71
- (2) 公募、審査・評価及び配分業務 78

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 経費の効率化 86
- (2) 給与水準等の適正化 90
- (3) 調達合理化 91

<u>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</u>	
（1）財務運営の適正化	95
（2）承継業務に係る適切な債権管理等	111
<u>第4 短期借入金の限度額</u>	114
<u>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</u>	115
<u>第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</u>	115
<u>第7 剰余金の使途</u>	115
<u>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</u>	
（1）施設及び設備に関する計画	116
（2）職員の人事に関する計画	116
（3）積立金の処分に関する事項	117
（4）その他当該中期目標を達成するために必要な事項	118
<参考>	
○主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況	129

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 公害健康被害の補償に関する業務

【令和元年度の概況】

昭和49年に施行された公害健康被害補償制度は、施行から半世紀近くが経過し、昭和63年以後は新たな患者の認定が行われていないが、令和2年3月末現在30,959人の被認定者に対し補償給付費の支給等が行われている。

この給付等に必要な費用の8割を賄う汚染負荷量賦課金を適正・公平に徴収するため、納付義務者に対し制度の趣旨や背景等を丁寧に説明し、申告・納付督促、実地調査等を行った。また、電子申告・電子納付の充実など納付義務者の利便性や効率性の向上を図った結果、令和元年度における納付義務者の申告率は99.7%、申告額に対する収納率は99.987%という高い実績を確保した。さらに補償給付費等が被認定者等に適正に支給されるよう、地方公共団体への指導調査等により事務処理の適正化・効率化を図った。

「人づくり」の取組としては、制度の趣旨や背景等を次世代へと継承していくため、機構職員全般を対象に外部有識者を講師として招き研修を行った。

今後は、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収に一層努めていくとともに、納付義務者の利便性・効率性を高める取組や、地方公共団体の事務処理の適正化・効率化を図るための取組、患者の減少・高齢化などの実態に対応した公害保健福祉事業の改善に向けた取組を実施していく。

(1) 徴収業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は、機構の不断の取組を反映して目標を上回る水準を達成したこと、納付義務者の利便性・効率性を確保するための様々な取組を着実に行ったことから、自己評価を「B」とした。

- 制度発足から半世紀近くが経過し、本制度が作られた当時の状況・経緯等を理解している納付義務者が少なくなっている中で、納付義務者に対する制度についての説明や相談への対応、申告及び納付期限の遵守についての指導、電話・文書及び現地訪問等による申告督促や納付督促などの取組を粘り強く行った。その結果、申告率・収納率ともに中期目標に定める目標の99%を上回り、特に収納率は99.987%に達した。
- 納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進については、オンライン申告促進計画を策定し、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った結果、令和元年度も申告件数で73.1%、申告金額で93.1%を確保し、平成30年度実績（申告件数72.4%、申告金額92.1%）をさらに上回ることができた。

- 汚染負荷量賦課金のペイジーを利用した電子納付について、利便性向上を図るため取扱金融機関の拡大を進めるとともに、機構ホームページにペイジーのデモ体験サイトを設置するなど利用促進のための取組を行った。また「申告・納付の手引き」及び「申告書類作成マニュアル」について、申告者の利便性をより高めるため、算定方法の具体例を盛り込む等の改訂を行い、問合せや誤りの多い事項をまとめた資料を作成・配布した。
- 適正な申告が行われているかを詳細に確認するために実地調査を実施し、賦課金額に変更があるものについては、修正及び更正処理を行った。

<課題と対応>

- 令和2年度の汚染負荷量賦課金の申告・納付に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国各地における説明・相談会が全面的に中止を余儀なくされ、今後納付義務者からの納付自体にも影響が生じることが懸念される。このような中、何よりも被認定者に対する補償給付等に支障が生じることのないよう、汚染負荷量賦課金の納付状況に十分注意を払いながら、必要な業務を着実に実施していく必要がある。
- 実地調査について、第3期中期計画においては実施件数を増やすことを目標に掲げ、一定の成果を上げることができたことから、今後は机上審査において問題が見つかった業種及び施設等に絞って調査を実施することにより効率的な調査体制の構築に向けた取組を進める必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度の実地調査については一部実施が困難となる可能性があるが、その際には上記の効率的な調査体制の構築に向けた取組を進める中で、申告の適正性の確保に努めていきたい。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<評価指標>							
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99%以上	第3期中期目標期間実績：99%以上	99.7%				
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99%以上	第3期中期目標期間実績：99%以上	99.987%				
<関連した指標>							
汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数	—	第3期中期目標期間実績：平均 41件/年	24件				

未納納付義務者に対する納付督促件数	—	第3期中期 目標期間実 績：現事業年 度分 平均3 件／年、過年 度分 平均5 件／年)	2件				
汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数	—	第3期中期 目標期間実 績：実地調査 件数 平均 105件／年、 指導件数 平 均161件 ／年	実地調査 99件 指導件数 214件				
申告書審査による修正・更正処理件数	—	第3期中期 目標期間実 績：平均116 件／年	66件				
汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	—	第3期中期 目標期間実 績：平均70%	73.1%				
オンライン申告セミナーの開催数	—	第3期中期 目標期間実 績：平均16 件／年	17件				
ペイジー（※1）を利用した収納件数	—	第3期中期 目標期間実 績：平均62 件／年（※2）	749件				
申告納付説明・相談会の開催件数	—	第3期中期 目標期間実 績：平均103 件／年	103件				

※1 ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス。

※2 導入初年度は、年間計4回の収納期限のうち、4回目からの導入であったため、1回分の件数となっている。

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・被認定者に対する補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化等を図るための質の高いサービスを提供すること。

■項目別の主要な業務実績

(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）

① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応

ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導

納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解が得られるよう、受託事業者である日本商工会議所において、全国各地の商工会議所の担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための研修会の開催を令和2年3月4日に予定していたが、国内における最近の新型コロナウイルスの感染の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止という観点から開催を中止した。なお、中止に伴い、追加資料の作成及び個別相談を実施することで研修会に代わる指導を行った。

イ. 納付義務者からの相談、質問事項等への対応

(ア) 申告納付説明・相談会の実施

受託事業者と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国150商工会議所103会場（出席納付義務者数：2,435事業所）で4月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続を説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。

また、申告納付説明・相談会の参加者に対しては、意見・要望を把握するためのアンケート調査を行い、寄せられた意見・要望を元に手引きの改訂等、円滑な申告納付のための取組を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向け、事後検討会（6月25日）で意見を集約し、令和2年度の説明・相談会資料等に反映している。

○ 申告納付説明・相談会における主な意見・要望と対応

・ ペイジーで納付可能な金融機関を増やしてほしい。

→ 令和元年度中にペイジー取扱い金融機関として大手都市銀行2行を追加した。

・ オンライン申告を説明する手引きの画像は、最新のOSの画像でないとPCに詳しくない担当者が理解しにくい。

→ 令和2年度の手引きでは、PC画面の画像をWindows10の画像に差し替えた。

(イ) 納付義務者からの問合せへの対応

申告・納付期間である4月1日から5月15日までの間に機構や商工会議所に対する問合せについて、適切に対応した。商工会議所で回答できない事項は機構が引き継ぎ、当該納付義務者に直接説明を行った。

なお、申告において誤りや照会が多かった事項については、本来であれば受託事業者の担当者研修会や申告納付説明・相談会を通じて説明及び注意喚起を行うところであったが、新型コロナウイルスの影響でいずれも開催が中止となったため、受託事業者の担当者に対する追加資料の作成・配布や納付義務者からの問い合わせ・相談に対する対応を通じて説明及び注意喚起を行った。

○ 問合せ件数

フリーダイヤル：1,029件（平成31年4月1日～令和元年5月31日）

業務課メール：105件（平成31年4月1日～令和元年5月15日）

○ 申告時に誤りや照会が多かったため追加資料により特に注意喚起した点

・ 汚染負荷量賦課金の額の端数処理について

・ 申告対象となる施設について（大気汚染防止法に定められた施設以外にも申告対象となること）

・ 申告方式（紙、FD・CD、オンライン）を混在させた提出について

② 未申告納付義務者に対する申告督促の実施

汚染負荷量賦課金申告を期日（5月15日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、受託事業者及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を行った。

その結果、納付義務者数 8,161 件の事業所のうち、未申告者は 428 事業所であったが、403 事業所が申告に応じ、清算結了等で納付義務の消滅した 1 非該当事業所を除いた 24 事業所（0.3%）まで縮小させ 99.7%と高い申告率を確保している。

(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率

① 未納の納付義務者に対する納付督促の実施

令和元年度未納の納付義務者に対しては、電話による督促を 122 件の滞納事業者（納付期限までに納付しない者及び未申告事業者が申告後、当月中に納付していない者）に対して行った。

以上の取組により、114 件の収納を行った。これらの取組の結果、収納率は 99.987%となった。

② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対する措置

平成 30 年度以前の未納の納付義務者は、令和元年度期首時点で 12 件であった。

そのうち、4 件は破産、清算結了等により滞納が解消した。

1 件は納付計画に基づき、計画的に納付を行っていたが、清算結了により納付義務が消滅した。

5 件は、納付計画に基づき、計画的に納付を行っている。

2 件は、破産手続中である。

(C) 制度の適正性・公平性の確保

① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施（(A) ②と同）

汚染負荷量賦課金申告を期日（5月15日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、受託事業者及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を行った。

その結果、納付義務者数 8,161 件の事業所のうち、未申告者は 428 事業所であったが、403 事業所が申告に応じ、清算結了等で納付義務の消滅した 1 非該当事業所を除いた 24 事業所（0.3%）まで縮小させ 99.7%と高い申告率を確保している。

② 未納の納付義務者に対する納付督促の実施（(B) ①及び②と同）

令和元年度未納の納付義務者に対しては、電話による督促を 122 件の滞納事業者（納付期限までに納付しない者及び未申告事業者が申告後、当月中に納付していない者）に対して行った。

以上の取組により、114 件の収納を行った。これらの取組の結果、収納率は 99.987%となった。

平成 30 年度以前の未納の納付義務者は、期首 12 件であった。

そのうち、4 件は破産、清算結了等により滞納が解消した。

1 件は納付計画に基づき、計画的に納付を行っていたが、清算結了により納付義務が消滅した。

5 件は、納付計画に基づき、計画的に納付を行っている。

2件は、破産手続中である。

(資料編 P1_補償 1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2_補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

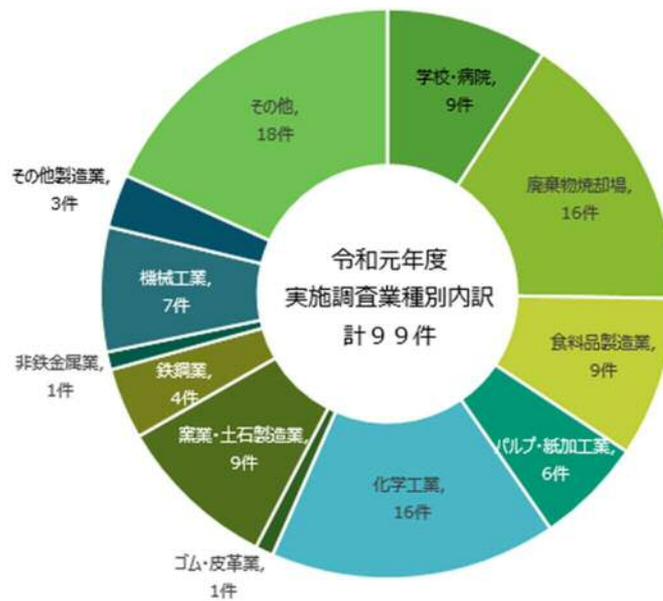
(資料編 P2_補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3_補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

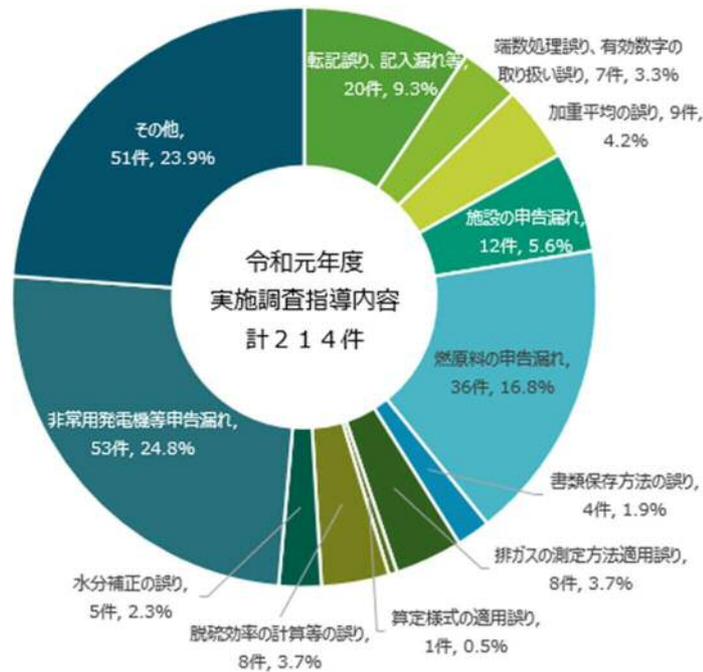
③ 納付義務者に対する実地調査の実施と指導

各事業所のばい煙発生施設やSOxの排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することで、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を99件実施した。その結果、令和元年度は不適切な申告に対し、214件の指導を行った。なお、賦課金額に変更があるものについては、修正及び更正処理を行った。

令和元年度に実地調査を実施した99事業所の業種別内訳



令和元年度の実地調査における指導内容



(資料編 P4_補償 4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等)

④ 申告額の誤りに対する修正または更正処理の実施

申告額の誤りに対する修正または更正処理は、114 件であった。誤りの発生原因については、分析結果に基づき申告誤りを防止するための適切な対策を講じている。

申告書審査による修正及び更正の状況（令和 2 年 3 月末現在）

(単位：件)

区分	机上審査	実地調査	計
令和元年度分修正	33	3	36
令和元年度分更正	38	6	44
過年度分修正	0	18	18
過年度分更正	0	16	16
計	71	43	114

(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保

① オンライン申告の促進

オンラインやFD・CDによる電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、オンライン申告の促進を計画的に行った。

② オンライン申告システムや徴収審査システムの改修等

納付義務者からの問い合わせがあった機能について、機能改修を行った。また次期シス

テムの更改においてもより一層情報セキュリティ対策を強化するべく検討を開始した。さらに、セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して、情報漏えいなど、インシデント発生防止の推進を図った。

③ オンライン申告セミナーの開催

オンライン申告促進計画に基づき、オンライン申告セミナーを開催した。

(開催時期：9～11月 開催地域：17地域 25回開催 参加者人数：223人)

(資料編 P6_補償 5-① オンライン申告セミナー開催のご案内)

(資料編 P7_補償 5-② オンライン申告セミナーに関するアンケート)

④ 電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進

利便性向上策として取扱金融機関の拡大に取組み、新たに2行の取扱いを開始した。

また、以下の各種取組を行い、利用促進を図った。

- ・ 申告納付説明・相談会で、既存のオンライン促進のチラシを改訂し、ペイジー利用案内を追記し配布（4月）
- ・ 電子納付用入力シートを改訂し、表面にはメリット、裏面には手順及び取扱金融機関を追加（4月）
- ・ 機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を掲載し随時更新
- ・ 汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を表記（8、11、2月）
- ・ 納付義務者に対してリーフレットを作成し、配布（延納分の納付書発送時、実地調査、早期ダウンロード案内時等）
- ・ ペイジー納付手順のデモを機構ホームページに掲載

⑤ 申告納付説明・相談会の実施等（(A) ①イ（ア）と同）

受託事業者と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国150商工会議所103会場（出席納付義務者数：2,435事業所）で4月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続を説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。

また、申告納付説明・相談会の参加者に対しては、意見・要望を把握するためのアンケート調査を行い、寄せられた意見・要望を元に手引きの改訂等、円滑な申告納付のための取組を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向け、事後検討会（6月25日）で意見を集約し、令和2年度の説明・相談会資料等に反映している。

○申告納付説明・相談会における主な意見・要望と対応

- ・ ペイジーで納付可能な金融機関を増やしてほしい。
→令和元年度中にペイジー取扱い金融機関として大手都市銀行2行を追加した。
- ・ オンライン申告を説明する手引きの画像は、最新のOSの画像でないとPCに詳しくない担当者が理解しにくい。
→令和2年度の手引きでは、PC画面の画像をWindows10の画像に差し替えた。

(資料編 P9_補償 6 2019年度汚染負荷量賦課金申告説明・相談会での対応について)

⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂

年度更新及びシステム改修に伴う修正事項に加えて、問合せや誤りの多い事項を反映す

るため、これらの冊子等の改訂を行った。主な改訂内容は次のとおりである。

ア. システム改修に伴う修正事項

電子申告に用いるExcel雛形ファイルは32bit版と64bit版を別々に提供していたが、利便性向上のため1つに統合し、どちらのバージョンでも利用できるよう改修を行い、冊子にも反映した。

イ. 冊子等の改定事項

- ・ 申告書作成マニュアルにおいて、算定方法の具体例を盛り込んだ。
- ・ 申告書記載漏れや書類提出時の留意点などの誤りや照会の多かった事項については、冊子への掲載に加え、納付義務者に配布する資料でも注意喚起を行った。

⑦ 納付義務者からの問合せへの対応 ((A) ①イ (イ) と同)

申告・納付期間である4月1日から5月15日までの間に機構や商工会議所に対する問合せについて、適切に対応した。商工会議所で回答できない事項は機構が引き継ぎ、当該納付義務者に直接説明を行った。

なお、申告において誤りや照会が多かった事項については、本来であれば受託事業者の担当者研修会や申告納付説明・相談会を通じて説明及び注意喚起を行うところであったが、新型コロナウイルスの影響でいずれも開催が中止となったため、受託事業者の担当者に対する追加資料の作成・配布や納付義務者からの問い合わせ・相談に対する対応を通じて説明及び注意喚起を行った。

○ 問合せ件数

フリーダイヤル：1,029件(平成31年4月1日～令和元年5月31日)

業務課メール：105件(平成31年4月1日～令和元年5月15日)

○ 申告時に誤りや照会が多かったため追加資料により特に注意喚起した点

- ・ 汚染負荷量賦課金の額の端数処理について
- ・ 申告対象となる施設について(大気汚染防止に定められた施設以外にも申告対象となること)
- ・ 申告方式(紙、FD・CD、オンライン)を混在させた提出について

⑧ 担当者研修会の開催 ((A) ①アと同)

納付義務者が制度や申告の手続について、正しい理解が得られるよう受託事業者の担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を令和2年3月4日に開催を予定していたが、国内における最近の新型コロナウイルスの感染の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止という観点から開催を中止した。なお、中止に伴い、追加資料の作成及び個別相談を実施することで研修会に代わる指導を行った。

(E) その他

人づくりの取組として、制度の趣旨や背景等を次世代へと継承していくため、機構職員全般を対象に、外部有識者を講師とした研修「公健法にかかる内部研修会」を12月18日に開催した。

(2) 納付業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援を行っていることから、自己評価を「B」とした。

- 指導調査については、納付業務の適正性を確保するため、全 45 地方公共団体のうち 15 地方公共団体（平成 30 年度：15 地方公共団体）に実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を行った。
- 公害保健福祉事業については、4 地方公共団体（平成 30 年度：5 地方公共団体）の実態調査を行い、事業実施の際に参考となるよう各地方公共団体に創意工夫のある事例を情報提供するとともに、環境省に報告した。
- 納付業務システム担当者研修会については、対象となる 45 地方公共団体から研修内容、開催時期等に関する意見・要望を聴取し、要望があった全ての担当者を対象に開催した。それぞれの納付申請時期に合わせ、補償給付については 5 月に 4 回（東京 2 回、名古屋 1 回、大阪 1 回）、福祉事業については 8 月に 3 回（東京 2 回、大阪 1 回）、計 7 回実施した。
研修後のアンケート調査の結果、研修の満足度については、参加者の 82%から「大変有意義」「有意義」との評価を得た。

<課題と対応>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年度の納付業務システム担当者研修については、5 月の補償給付担当者向けの研修が既に中止を余儀なくされた。他方、地方公共団体においても新型コロナウイルス感染症対策に追われているところが多いことも踏まえ、この状況の長期化が懸念されている中で、状況の変化を的確に把握し、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じていく必要がある。
- 公害保健福祉事業については、被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況を踏まえ、事業の現状・今後の見込み・改善方法について、地方公共団体から広範に聴取し、事業の課題を整理したうえで、解決策の検討に着手する。

<主要な経年データ>

- 主な定量的指標

—

○その他の指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
納付業務に係る指導調査件数	—	第3期中期目標期間実績:平均15件/年	15件/年				
納付業務システム研修の参加者数	—	第3期中期目標期間実績:平均27人/年	34人/年				

○評価の視点

- ・ 3年に1回計画的に現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。
- ・ 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。

■項目別の主要な業務実績

(A) 補償給付費等の納付業務

① 納付申請等に係る事務処理の適正化

ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として3年に1回のサイクルで対象となる45地方公共団体（旧第一種地域（かつて著しい大気汚染によって疾病が多発した地域：39地方公共団体）及び第二種地域（汚染原因物質との因果関係が明らかな地域：6地方公共団体））に指導調査（支出証拠書類等による支出額の書面確認、事務処理方法等に関するヒアリング）を実施していることから、令和元年度は15地方公共団体（平成30年度：15地方公共団体）に対し調査を実施し、適宜指導を行った。

なお、指導調査結果を取りまとめ、環境省に報告した。

（資料編 P10_補償 7-① 旧第一種地域被認定者数の年度別推移）

（資料編 P10_補償 7-② 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移）

（資料編 P11_補償 8 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移）

(資料編 P12_補償 9-① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(旧第一種地域))

(資料編 P13_補償 9-② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(第二種地域))

イ. 公害保健福祉事業の実態把握

公害保健福祉事業（被認定者の健康の回復、保持及び増進を図るためリハビリテーション等を行う）の実態把握のため、令和元年度は4 地方公共団体（平成 30 年度：5 地方公共団体）に対し、実態調査を実施した。

また、被認定者の高齢化に伴い参加者が年々減少し、事業の実施が困難になってきている中、事業実施の際に参考となるよう各地方公共団体に以下のような創意工夫のある事例を情報提供するとともに、環境省に報告した。

○ 令和元年度実態調査結果

(ア) 管理栄養士による講演「呼吸器に良い食事と献立」

呼吸器疾患患者は低体重になりやすいことを踏まえ、普段の献立の一部を置換することで効率的なエネルギー確保に繋げるための講演が行われた。

(イ) 音楽療法士による「音楽療法教室」

歌等の音楽療法のほか、タオルを使った全身運動も行われた。鍵盤ハーモニカを使って息を吐き続ける運動では、15 秒程度吐き続けられる参加者が多く、音楽療法の効果が見られた。

(ウ) 理学療法士による「呼吸リハビリ講演会」

増悪予防のための座学とリハビリ体操が行われた。リハビリ体操については、筋トレ、マット体操、棒体操など、毎回異なった内容で行われている。

(エ) 理学療法士による「呼吸筋ストレッチ体操」

呼吸筋の伸展により息苦しさを和らげることを目的とした体操が行われた。

(ア)～(エ) いずれについても、参加者が積極的に事業に取り組んでいる様子が見られた。

② 納付申請等に係る事務処理の効率化

ア. 納付業務システムに係る研修の実施

アンケート調査により、開催場所、開催時期等の意見・要望を把握し、対象となる45 地方公共団体のうち、要望があった全ての23 地方公共団体34 人（平成 30 年度：20 地方公共団体33 人）の担当者を対象に、納付業務システムに係る研修を開催した。

それぞれの納付申請時期に合わせて、補償給付については5月に4回（東京2回、名古屋1回、大阪1回）、福祉事業については8月に3回（東京2回、大阪1回）、計7回実施した。

○ 納付業務システムに係る研修の内容

(ア) 納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法まで、一連の作業についてデモファイルを使用し説明を行った。

(イ) 公害健康被害補償制度や納付業務の仕組みについて、パワーポイント資料で説明を行い、納付業務について再認識を促した。

なお、研修後のアンケート調査の結果、研修の満足度については、参加者の82%から「大変有意義」「有意義」との評価を得た。

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

【令和元年度の概況】

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は創設から30年余りが経過したが、その間のぜん息治療の向上等の変化に対応していくため、近年では服薬指導など患者教育を中心とした事業展開を図ってきた。一方、事業実施の原資となる予防基金の運用益は、近年の低金利の影響を受けて縮小しており、より効果的・効率的な事業実施が求められている。

このような状況下にあっても、予防事業を着実に実施していくため、助成事業に携わる地方公共団体の職員のほか、ぜん息患者を身近でサポートする存在である地域の医療従事者をも対象に、事業実施に必要な知識やノウハウを体系的に理解してもらうための研修を実施し、受講した医療従事者には予防事業に協力してもらうなど、事業内容の充実にも努めた。

また高齢ぜん息患者の増加に対応するため、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態を把握するための全国規模での調査に着手したところである。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら、ぜん息患者が日常生活を送る上での注意点や最新の医療情報を様々な媒体を通じて積極的に発信していくほか、感染予防を図る観点からICT（Information and Communication Technology）を活用した事業の実施方法について検討を進めたい。

（1）調査研究、知識の普及・情報提供、研修

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、調査研究において外部有識者の評価が評価指標を上回ったこと、受講者アンケート等の結果より受講生から高い評価を得たこと、また、多様な媒体により知識の普及を図ることができたことから、自己評価をBとした。

- 高齢ぜん息患者の増加に着目し、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査を開始し、他の調査研究も含め外部有識者の評価において、評価指標を上回る平均3.7を獲得した。また、調査研究が適切に実施されているか確認するため、採択した調査研究のすべての実施機関に現地調査を行った。
- 事業従事者への研修では、受講者アンケートを踏まえ事業実施における課題を共有できる場をカリキュラムに加えるなど一部見直しを図り、ニーズを踏まえた内容とした。
研修成果の活用に関する上長へのアンケートにおいて、有効回答者の99%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。
- 地域住民に対し適切にぜん息や慢性閉塞性肺疾患（COPD）の最新情報を提供するため、ぜん息・COPDのための生活情報誌「すこやかライフ」の構成を全面リニューアルして発行するとともに、新たにスマートフォンなど携帯端末にも対応できるようにした。
- 無料電話相談やイベントについて、SNS（ツイッター）やメールマガジン、「ぜん息・COPDプラットフォーム」を通じて周知を行ったほか、民間企業と協力して既存のパンフレットの内容を動画配信で提供した。

<課題と対応>

- 高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査では、高齢患者に合併症が多いこと、重症化しやすい傾向があることが分かった。今後はこれらの問題点を踏まえた確かな医療を提供するための効果的な治療・指導方法について引き続き調査を進めていく必要がある。
- 地方公共団体向けの基礎研修では、参加者数が減少したことからカリキュラムの構成を見直すとともに、定員以上の応募があった医療従事者向けの専門研修は定員を増やすなど、引き続き予防事業を担う人材の育成に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、ICTの活用を含め研修の実施方法について検討を進め実施可能なものから順次進めていく必要がある。
- 全面リニューアルを行ったすこやかライフについて、読者アンケートの結果を今後の紙面作りに反映していくほか、紙と電子媒体との連携を進めるなど、より多くのぜん息患者等が最新の医療情報に触れる機会を提供していく必要がある。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
調査研究に係る外部有識者委員会の評価	(5段階中) 3.5以上	第3期中期目標 期間実績：3.2	3.7				
<関連した指標>							
事業従事者への研修の受講者数	—	平成29年度受講者：72人	109人				
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 4.25件/年	8件				
情報提供数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 150回/年	150回				
ぜん息等電話相談件数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 1,255件/年	1,026件				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・ 調査研究について、今後の予防事業の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。
- ・ 研修事業が、事業従事者の研修後の取組の変化につながる効果的な内容となっているか。
- ・ 知識の普及事業については、分かりやすく、効果的・効率的に提供できているか。

■項目別の主要な業務実績

- (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において（5段階中）3.5以上を獲得
- ・ 年度評価において、全課題の平均3.7点を獲得した。

① 外部有識者による評価の実施及び評価内容の研究計画への反映

- ・令和元年度から実施する第12期調査研究については、外部有識者による評価を踏まえ、8課題（環境保健分野7課題（3年間）、環境改善分野1課題（2年間））を採択した。また、調査研究開始にあたり研究内容の質の向上を図るため、評価内容を研究代表者にフィードバックし研究計画に反映させた。
- ・環境保健分野では、近年、高齢のぜん息又はCOPDの罹患者が増加していることを踏まえ、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を開始した。
- ・環境改善分野では、環境基準の達成率が極めて低い光化学オキシダントを中心に、海外における大気環境施策について実態調査を行った。令和元年度には、米国の文献調査及び先進的な対策を行う地域へ現地調査を実施し、環境基準の達成に向けた具体的な対策メニュー及び対策の進め方（罰則やインセンティブ）並びに評価方法について調査を行った。今後は、蓄積した知見を体系的に取りまとめ、地方公共団体における今後の大気環境施策への適用について検討を進める。

② 外部有識者による年度評価の実施及び評価のフィードバック

- ・研究期間初年度（令和元年度）の外部有識者による年度評価を行うための発表会を実施し、報告書に取りまとめた。
- ・評価結果の内容は、研究期間2年度（令和2年度）の調査研究の実施に反映させるため、研究代表者へフィードバックした。

環境保健分野Ⅰ 小児・成人ぜん息に関する調査研究			
課題名	研究代表者	実施研究機関	年度評価
1. 小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討	望月 博之	東海大学	3.4
2. 高齢者ぜん息を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定	鈴木 真穂	国立病院機構 東京病院	3.9
環境保健分野Ⅱ COPDに関する調査研究			
課題名	研究代表者	実施研究機関	年度評価
1. COPD患者の自己管理と重症化予防 COPD身体活動性関与因子の詳細分析 と目標値設定に基づく自己管理法の構築	南方 良章	国立病院機構 和歌山病院	3.9
2. 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価	相良 博典	昭和大学	3.3

環境保健分野Ⅲ 気管支ぜん息・COPDの動向等に関する調査研究			
課題名	研究代表者	実施研究機関	年度評価
1. 気管支ぜん息の動向等 1. -①ライフサイクルから考えるぜん息の長期予後と寛解・増悪に関わる因子の解明に関する研究	藤澤 隆夫	国立病院機構 三重病院	4.1
1. -②表現型別のぜん息増悪因子の同定と長期予後の解析-非2型炎症を有するぜん息病態の検討を含めて -	長瀬 洋之	帝京大学	4.6
2. 乳幼児ぜん息の一次予防に向けた適切な乳幼児健診のあり方の検討 乳幼児健診から探索するぜん息発症の関連因子の同定及び予防への応用	山本 貴和子	国立成育医療 研究センター	2.6

環境改善分野 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究		
課題名	実施研究機関	年度評価
1. 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	一般社団法人 環境情報科学 センター	3.4

(資料編 P14_予防1 調査研究の評価方法について)

(資料編 P15_予防2 第12期環境保健分野、環境改善分野調査研究概要等)

(B) 事業従事者への効果的な研修

- ・平成30年度にカリキュラムの見直しを行い受講満足度が高かったことを踏まえ、次表のとおり、引き続きソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）など予防事業の実施に必要な人材を育成していくため、初めて予防事業に携わる地方公共団体の職員を対象に基礎研修を実施したほか、保健師、看護師、理学療法士など医療従事者を対象にした専門研修を実施した。
- ・研修に参加できない予防事業担当者には、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したe-ラーニング学習システムをホームページで提供した。
さらにより多くの医療従事者に同システムを活用してもらうため、厚生労働省とも協力して同省のアレルギーポータルサイトを通じて提供した。

事業従事者向け研修 (地方公共団体職員)	令和元年度			
	内 容	実施 会場	研修日程	受講 者数
ソフト3事業 基礎研修	ソフト3事業の従事者を対象に本事業へ理解を深め、実施に必要な知識を習得する。	東京	6月21日	21人
ソフト3事業研修	ソフト3事業の従事者を対象に本事業へ理解を深め、事業実施に必要な知識を習得し、事業の企画立案について参加者同士で意見交換を行い、事業ノウハウの共有を図る。	兵庫	7月18日 ～19日	21人
保健指導研修	ソフト3事業の従事者を対象に本事業へ理解を深め、実施に必要な知識を習得するほか、実習を通じて技術も習得をする。	大阪	9月12日 ～13日	67人
環境改善研修	大気環境の改善事業の従事者等を対象に環境改善事業への理解を深め、実施に必要な知識を習得する。	東京	12月2日 ～3日	69人
			合 計	178人

※ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）

医療従事者向け研修 (医療機関等)	令和元年度			
	内 容	実施 会場	研修日程	受講 者数
呼吸ケア・リハビリ テーションスタッフ 養成研修	理学療法士、薬剤師、看護師、栄養士等を対象にCOPD患者の呼吸リハビリテーション指導に必要な知識、技術（服薬、栄養、排痰）等を習得する。	大阪	10月31日 ～ 11月1日	97人
ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	看護師、薬剤師等を対象にぜん息患者教育の指導に必要な知識、技術等を習得する。	福岡	12月9日 ～10日	56人
			合 計	153人

① 受講者へのアンケートの実施

- ・受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者の97.2%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。
- ・研修内容を今後の業務に活用できるとの回答が平均97.9%であった。
- ・研修カリキュラムについては、小児から成人までのぜん息及びCOPDに加え、ぜん息に関連してアトピー性皮膚炎関連まで幅広く学ぶことができるとして満足度の高い結果が出ており、今後もアンケート調査を行いニーズの把握をしていく。
- ・地方公共団体の受講者からは、「市民に対して指導・助言ができる知識を得られた」「成人ぜん息についても今後関わるがあるので、受講できて良かった」との評価を得た。

受講者アンケート結果	受講者数	元年度			
		回答数	回答率	5段階評価で上位 2段階までの評価	
ソフト3事業基礎研修	21人	21人	100.0%	21人	100.0%
ソフト3事業研修	21人	21人	100.0%	21人	100.0%
保健指導研修	67人	65人	97.0%	65人	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーション スタッフ養成研修	97人	95人	97.9%	95人	100.0%
ぜん息患者教育スタッフ 養成研修	56人	55人	98.2%	54人	98.2%
環境改善研修	69人	69人	100.0%	61人	88.4%
計（平均）	331人	326人	98.5%	317人	97.2%

② 研修後の上長への追跡アンケートによる研修効果の把握・分析

- ・ 地方公共団体事業従事者向け研修のうち次表の受講者については、受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関するアンケート調査を実施し、有効回答者の平均99%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。
- ・ 研修後の上長に対するアンケートでは、「積極的に予防事業に従事している」「地域住民へのサービスの向上に役立っている」「企画・運営等に役立っている」とする回答が合わせて9割以上を占めた。
- ・ 具体例として、「事業の実施にあたって、予防事業の目的を意識した運営方法等を検討できている」「窓口で住民に寄り添った対応が可能になった」と研修で得た知識を事業に役立っているほか、「指導が専門的にできるようになり、参加者が増加している」との効果も報告されている。

研修後の上長アンケート結果 地方公共団体従事者向け研修	対象 者数	元年度			
		回答数	回答率	5段階評価で上位 2段階までの評価	
ソフト3事業基礎研修	21人	21人	100.0%	20人	95.2%
ソフト3事業研修	18人	18人	100.0%	18人	100.0%
保健指導研修	59人	59人	100.0%	59人	100.0%
計（平均）	98人	98人	100.0%	97人	99.0%

(資料編 P17_予防3 令和元年度 研修事業実施状況)

(C) 調査研究の適切な実施

事務処理方針の説明及び調査研究実施機関への調査の実施

- ・調査研究に係る会計処理を適正に行うため、調査研究実施機関の会計担当者を集めて事務処理説明会を開催したほか、研究開始の初年度の令和元年度は全ての調査研究実施機関に対して現地調査を実施し、支出証拠書類、帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等について確認を行った。

(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施

①ぜん息・COPD等に関する情報のweb、SNS等を用いた情報提供

i) 小児ぜん息日記のリニューアル

- ・従前2種類あったぜん息日記を男女共通の1種類にまとめ、専門医の監修のもと、最新のガイドラインや医療現場での使い勝手を考慮したほか、ぜん息患者やその家族に前向きに取り組んでいただくため、独自キャラクター「ぜん太とソック」を新規に作製し、小児に親しまれるぜん息日記とした。
- ・今後、「ぜん太とソック」は、予防事業のシンボルキャラクターとして、知識普及用のパンフレットや助成事業イベントチラシ等において幅広く利用していく。



リニューアルした小児ぜん息日記



ぜん太（下）とソック（上）

ii) すこやかライフの発行及びホームページ「すこやかライフ」のリニューアル

- ・外部有識者の意見のもと、「すこやかライフ」を最新の科学的知見も含めリニューアルして発行した（2月）。
- ・患者やその家族にとって親しみやすく読みやすい内容とするため、ぜん息児を持つ親の体験を特集する「パパさん記者レポート」、及び患者やその家族のQOLの向上や行動変容を促す「上手に付き合う」を新コーナーとして設け、「特集」、著名人ページ「マイライフ」、最新知見ページ「医療最前線」のページ数も増やした。
- ・ホームページ版も、スマートフォンやタブレット端末からの利用に対応するため、ページをリニューアルした。
- ・予防事業について関心を高めてもらうため、すこやかライフの取材時の様子及び掲載予告をSNS（ツイッター）で発信した。また、新たな取組として、取材時の動画も配信し、ホームページ内のコンテンツの充実を図った。
- ・併せて、すでに公開していた動画を、病態でカテゴリー分類して分かりやすく配置した。



すこやかライフ冊子版



ホームページもリニューアル

iii) ぜん息・COPDプラットフォームの運用

- ・国、地方公共団体、学術研究団体及び患者団体等が発信するぜん息・COPDに関する最新の情報などを集約し、積極的に提供した。(提供回数：74回)
- ・同サイトの利用促進を図るため、SNS（ツイッター）やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。(SNS発信回数：150回、同フォロワー：470人、メールマガジン発信回数：15回、同登録数：5,491件)

iv) 環境改善研修特別講演の冊子化

- ・平成30年度の環境改善研修の特別講演「過去に学びこれからの環境保全を考える」は、公害の歴史や60年以上にわたる大気環境行政に関する知見を学べる貴重な内容であることから、受講者以外にも広く普及啓発できるよう講演内容の取りまとめを行った。

v) パンフレットの提供

- ・限られた予算の中にあっても、パンフレットは、患者やその家族のほか、医療機関や医療従事者、予防事業を行う地方公共団体に優先配布し、令和元年度は約32万部を提供した。また、一般からの要望にも対応するため、ホームページにおいてPDFデータを提供した。
- ・ホームページに掲載した画像・動画及びパンフレットについて、企業や医療機関等からの使用要望に積極的に応じたことで、例えば、吸入器の正しい使い方の動画や肺のイラストをテレビ番組で紹介できたほか、民間企業との連携により食物アレルギーの子どものためのレシピ集の動画化により、これまでより広くぜん息等に係る知識の普及を図った。

パンフレット提供先	部数	利用目的
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	72,642部	ソフト3事業の参加者に対する教育ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料
医療機関	194,537部	受診患者への患者教育・指導等
個人等	54,392部	患者の自己管理用等
計	321,571部	(環境保健分野 320,486部、環境改善分野 1,085部)

② ぜん息・COPD電話相談や関連イベント等の周知

i) ぜん息・COPD電話相談室

- ・ぜん息・COPD患者等からの相談に対し、治療内容や日常生活での管理等について適正な情報を提供するため、看護師及び医師（日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医）によるぜん息・COPD電話相談室（フリーダイヤル）を通年開設し、計1,026件の相談に対応した。

ii) 「ぜん息・COPD電話相談室」広報用リーフレット等の作製

- ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため運営している「ぜん息・COPD電話相談室」を多くの人に利用してもらうための広報ツールとして、リーフレット及びクリアファイルを作製し、地方公共団体が地域住民を対象に実施する健康イベント等で配布した。

iii) ぜん息・COPD電話相談室及びSNSの周知

- ・ぜん息の症状が出やすくなる秋口に向けて、ぜん息・COPD電話相談室及びSNSの周知・利用拡大を図るために地下鉄の駅で配布するフリーペーパー（100万部、9月）でPRしたほか、新聞広告（2、3月）で周知を図った。



電話相談室の広報用リーフレット

地下鉄の駅で配布のフリーペーパー



iv) 保育所等における普及啓発講習会

- ・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携して保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に、保育士、栄養士及び看護師等を対象とした講習会を東京で開催し、703人が参加した。

v) 高齢者向け知識普及事業の実施

- ・COPDに関する知識の普及を図るため、地方公共団体に代わる新たな他の主体としてセレサ川崎農業協同組合と連携し、特に高齢者の地域住民が多く集まる場において、講演会及び呼吸法やストレッチ体操等の呼吸リハビリテーション並びに肺年齢測定を企画した。(新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止。)

事業参加者によるアンケート結果	対象	開催日	参加者数	アンケート回答数	アンケート回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ぜん息・COPD 電話相談室	ぜん息・COPD患者とその家族等	平成31年 4月1日 ～ 令和2年 3月31日	1,026件	768人	74.9%	759人	98.8%
保育所等における 普及啓発講習会	保育士、栄養士、看護師等	2月7日	703人	554人	78.8%	539人	97.3%
高齢者向け 知識普及事業	地域住民	2月27日	(中止)	—	—	—	—
合計(平均)			1,729人	1,322人	76.5%	1,298人	98.2%

(資料編 P18_予防 4 令和元年度 知識の普及事業実施状況)

(2) 地方公共団体への助成事業

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、事業環境の変化に的確に対応するため、助成事業を実施する地方公共団体との意見交換を通じ今後の予防事業の展開について情報共有を進めるとともに、予防事業人材バンク（以下「人材バンク」という。）を活用した事業内容の充実を図ることができたことから、自己評価を「B」とした。

- 外部有識者の協力のもと「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を報告書に取りまとめ、今後の予防事業の展開例として、セカンドオピニオンとして治療内容について相談できる健康相談事業の充実や健康イベント等の事業と連携した事業など、地方公共団体の実務者を集めて情報の共有を図った。
- 事業実施効果の把握のため、地方公共団体の要望を踏まえ、集計・分析システムの改修を行い、事業実施効果の測定を継続して行き、測定結果について地方公共団体にフィードバックした。
- 各地方公共団体の実情にあわせた新規事業の実施や既存事業の充実を図るため、平成30年度に参加意向のあった2団体を含む15団体21事業に人材バンクから医療従事者延べ49人を積極的に派遣し、1,196人の参加を得た。
また、実務者会議ではこれら人材バンクを活用した体験型事業（肺年齢測定会）の紹介を継続して行き、令和2年度新たに1団体から参加意向が示された。
- 人材バンク登録者にアンケート調査を行い、登録継続の意思を確認するとともに、直近1年間の活動状況を把握し、それを名簿に取りまとめ地方公共団体に提供した。（登録者数240人）

<課題と対応>

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により助成事業のほか人材バンクを活用した体験型事業など人との接触機会が多い事業は、一層開催が困難な状況であることから、継続してぜん息患者等に必要な情報を届けるため、インターネットを活用した動画配信など新たな事業実施形態の検討を進め実施可能なものから順次進めていく必要がある。
- また、人材バンク登録者である看護師、理学療法士など医療従事者とのネットワークを維持していくため、今後の事業実施形態の検討とあわせて新たな協力の在り方についても検討を進めていく必要がある。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
ソフト3事業参加者数	—	第3期中期目標期間実績：152,223人／年	131,697人				
事務指導実施件数	—	第3期中期目標期間実績：平均7.75件／年	8件				
人材バンクを活用した支援実施状況	—	—	15団体 21事業				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・事業環境の変化に応じ、地方公共団体や地域住民のニーズを踏まえた、より効果的・効率的な事業実施に向けた取組がなされているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施

① ぜん息等の発症予防等に直接つながる事業の充実

- ・ぜん息患者等の意識やライフスタイルの変化に対応するため、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を外部有識者の協力のもと報告書に取りまとめた。

報告書では住民アンケートや優良事例から、セカンドオピニオンとして治療内容について相談できる健康相談事業の充実や健康イベントなど他事業と連携した事業実施など、地方公共団体の実務者を集め情報の共有を図った。（実務者会議は5月・11月開催）

- ・また、報告書の具現化として、地方公共団体と実務者会議（11月）、指導調査（8～12月）、助成要望ヒアリング（1～2月）の場を通じ、健康イベントと連携した肺年齢測定会など体験型事業の事例や、高齢者を含む成人ぜん息患者を対象にした呼吸リハビリテーション事業を紹介し、体験型事業について1団体から令和2年度から参加意向が示された。

地方公共団体が行う
呼吸筋ストレッチ教室



i) 環境保健分野の助成

- ・予防事業を実施する地方公共団体の助成要望について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択した。

事業名等	助成額（百万円）	参加人数（人）
健康相談事業	87	32,818
健康診査事業	107	78,799
機能訓練事業	126	20,080
合計	320	131,697

ii) 環境改善分野の助成

- ・計画作成事業5百万円、大気浄化植樹事業1百万円の助成を行った。

② 事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施

- ・集計・分析システムの改修では、事業参加者へのアンケート項目について、行動変容、気づきなど必要項目を限定する一方で、地方公共団体からの要望を踏まえ、満足度や導入経路などの設問に加えることで、事業参加者及び事業実施者が使いやすいシステムに改修を図り、地方公共団体にプログラムを7月までに配付した。
- ・また、改修後のシステムを活用して、アンケート結果を速報として取りまとめ、11月の実務者会議にて、地方公共団体にフィードバックした。速報には、ソフト3事業の参加者が「事業を知ったきっかけ」について効果のあった広報媒体を示したほか、ソフト3事業への参加目的などについて、担当者間で情報共有を図った。
- ・事業参加者に対するアンケートからは、行動変容（本人や家族の意識や取組の変化）につながったと答えた割合が80%以上であったとの結果が得られた。

(資料編 P19_予防5 令和元年度 ソフト3事業等実施状況)

(資料編 P20_予防6 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編 P21_予防7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告—抜粋—
(令和元年度本格調査結果—中間報告—))

(B) 人材バンクを活用した地方公共団体が行う予防事業への支援

① 人材バンク登録者の協力によるソフト3事業の内容充実

- ・人材バンクを活用して、ソフト3事業や地方公共団体が主催する健康イベント等において、ぜん息予防のためのスキンケア教室や肺年齢測定会を行い、ぜん息やCOPDに関する普及啓発活動を支援した。
- ・人材バンク登録者の中から、水泳訓練教室におけるピークフローメーターの実演指導やスキンケア事業へPAE（小児アレルギーエデュケーター）を派遣し、肺年齢測定会や健康相談事業の講演へ理学療法士を派遣するなど、令和元年度には、15団体の21事業に延べ49人を派遣し、当該事業に1,196人の参加を得た。

② 人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報共有化

- ・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登録継続の確認及び1年間の活動状況についてリストを更新して、地方公共団体へ提供をした。(登録者数：240人（小児向け：68人、成

人向け：172人))

- ・地方公共団体へ人材バンク登録者の紹介と事業企画立案・ノウハウをパッケージ化した支援事業について、機構における3年間の支援が終了した倉敷市においては、ぜん息児のための水泳教室において、人材バンク登録者のP A Eが講師となり、自己管理方法やピークフローメーターの吹き方についての学習会を独自（助成）事業として実施した。令和2年度も、他の地方公共団体においてもこれまでの助成事業に取り込み実施される予定である。

(3) 公害健康被害予防基金の運用等

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、低金利状況が続く中、事業財源の安定的な確保を図るため、環境負荷の低減等への配慮を債券取得基準に新たに加え、社債を中心とした運用を行ったことにより、当初の中期計画予算に対し運用収入の改善を図ることができた。

「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、機構が自ら行う直轄事業の縮減を進め、助成事業のうちソフト3事業では、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を踏まえ、健康相談事業の充実や健康イベントなどの他事業と連携した事業の実施に積極的に取り組んだことから、自己評価を「B」とした。

- 第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均1.08%）を確保することが重要であった。そのため、国債、地方債の利回りが見込めない中で、それらより利回りが確保できる社債の購入を積極的に実施した。

その結果、当初の中期計画予算に対し22百万円の増加が見込めることとなった。

- 「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に従い、機構が自ら行う知識の普及事業と研修事業では、優先度に応じた事業内容の見直しにより事業費を縮減するとともに、地方公共団体が行う助成事業では「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」について、地方公共団体の担当者を集め情報の共有を図ったほか、人材バンクを活用したソフト3事業の充実にも努めた。

<課題と対応>

- 低金利状況が依然として続いていることから、市場の状況や金利の優位性を勘案して、環境負荷の低減等にも配慮しつつ、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。

- 地域住民に対しぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択する一方、新型コロナウイルス感染症の影響により「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」で示した健康相談事業の充実や他事業と連携した予防事業の実施も困難な状況である。

今後、継続してぜん息患者等に必要な情報を届けるため、インターネットを活用した動画配信など新たな事業実施形態の検討を進め実施可能なものから順次進めていく必要がある。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	—	第3期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年	701 百万円				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・事業財源が的確に確保されているか。また、財源は有効に活用されているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施

① 公害健康被害予防基金の運用等による事業財源の安定的な確保

- ・国債、地方債の利回りが見込めないなか、環境負荷の低減または社会的課題の解決を目的とした優良企業の社債の購入に令和元年度の償還財源 24 億円を積極的に充てたことで、当初の中期計画予算に対し 22 百万円の運用収入の増加が見込めることとなった。
- ・また、運用収入と併せ、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び第3期中期目標期間から繰り越された目的積立金（期初：約 562 百万円（公健勘定））の一部取崩しにより、事業に必要な財源を確保した。

② 「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」への取組

- ・直轄事業のうち、知識の普及事業は、機構主催のイベントは厚生労働省と共催のスタッフ向け講習会（患者教育）のみとし、パンフレットの増刷もぜん息患者の治療に必要なものを優先的に行い、研修事業では、医療従事者向けの上級コースを中止し、事業費の縮減を図った。
- ・地方公共団体が行う助成事業では、今後の予防事業の展開について、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」として報告書に取りまとめ、地方公共団体の担当者を集め情報共有を図ったほか、人材バンクを活用した事業内容の充実にも努めた結果、令和元年度は、15 団体 21 事業（平成 30 年度 10 団体 14 事業）を実施し、令和2年度に向けて1 団体から事業参加の意向が示された。（再掲）
- ・集計・分析システムの改修を行い、行動変容、気づきなど効果測定のほか、地方公共団体から要望の踏まえ新設した満足度や導入経路などの設問について、アンケート結果を速報として取りまとめ、11 月の実務者会議にて、地方公共団体にフィードバックした。
速報には、ソフト3事業の参加者が「事業を知ったきっかけ」について効果のあった広報媒体を示したほか、ソフト3事業への参加目的などについて担当者間で情報共有を図った。（再掲）

- ・さらに、ソフト3事業ほか予防事業の円滑な実施を図るため、患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人との意見交換を継続して行った。

(資料編 P96_共通 4 運用方針について)

(資料編 P23_予防 8 公害健康被害予防基金債券運用状況)

(資料編 P24_予防 9 意見交換を実施した団体)

3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

【令和元年度の概況】

地球環境基金は平成5年の創設から27年が経過し、累計で5,470件の助成を行ってきた（令和2年3月31日時点）。近年は特に地球規模での環境問題等が喫緊の課題となっている中、活動の成果・効果の向上を図ると共に、助成終了後に活動が自立し持続的に継続するための各団体に対する支援の強化が求められている。

令和元年度においては、助成事業の事後評価結果は10点満点中7.8点（第3期中期目標期間平均6.7点）と目標を超え、さらに助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率は81.1%（第3期中期目標期間最高値86.2%）とチャレンジングな目標として設定した目標値には届かなかったものの80%を超える高い水準となった。このほかの主なポイントは以下の通り。

- ・フォローアップ調査を通じて得られた優良事例を地球環境基金レポートとして発行することにより、団体に有益な情報を提供した。
- ・要望書提出において電子化を導入し、団体の手続きの簡素化、効率化及び紙使用量の削減を図った。

また、将来の環境保全活動を担う「人づくり」の取組として実施している、全国の高校生などを対象とした全国ユース環境ネットワーク促進事業においては、相互研鑽や交流の場を設けることで意欲の向上を図った。

このほか、企業協働プロジェクトへの寄付を平成30年度と同水準で確保することができた。

令和元年度の活動を通じて得た課題と反省をもとに、団体のニーズに沿った支援と環境活動のすそ野を拡大するための取組を強化・充実させていきたい。

（1）助成事業

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 平成27年度から29年度に3年間継続して助成を受けた団体を対象に実施したフォローアップ調査結果から、助成終了後1年以上経過した時点での活動継続率が81.1%であった。
- 一方で、平成30年度に3年間の活動を終了した助成案件を対象に、評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10点満点換算で7.8点であり、目標を上回った。
- その他、令和2年度からの助成事業アドバイザー制度の導入の決定、中間コンサルテーションにおける振り返りシート導入など進捗確認の充実、ベストプラクティスの発信強化など、寄り添い型支援の充実に向けた新規取組を着実に実施することができた。
- 上記のとおり第3期中期目標期間の最高値を更に上回るチャレンジングな目標として設定した評価指標及び関連指標に係るアウトプット数値の状況並びに、新規取組の着実な実施などを踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、質的ないし量的な観点から自己評価を行ったものである。

<課題と対応>

- 助成事業の効果的な実施の観点から、寄り添い型の支援を行うべく導入した助成事業アドバイザーの機能を活かし、成果や効果の向上に資する取組を継続して実施する。

○新型コロナウイルス感染症が助成対象活動に影響を及ぼすことが避けられない中、面談形式をとれないながらも事前目標共有を確実に実施しつつ、交付申請書の提出期限の延長を認めるなど各種事務において柔軟な対応を検討する。また、助成先団体が活動の目標を達成するために代替手段を使う必要があると認められる場合は、従来規則を遵守しながらも柔軟に対応する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率	第4期中期目標期間中に90%以上	第3期中期目標期間実績：最高値86.2%	81.1%				
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	(10点満点中)平均7.5点以上	第3期中期目標期間実績：平均6.7点	7.8点				
<関連した指標>							
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第3期中期目標期間実績：平均88.0%	96.2%				
人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の16.8%	23.3%				
交付決定処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均26.8日	27日				
支払処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均25.3日	24.8日				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

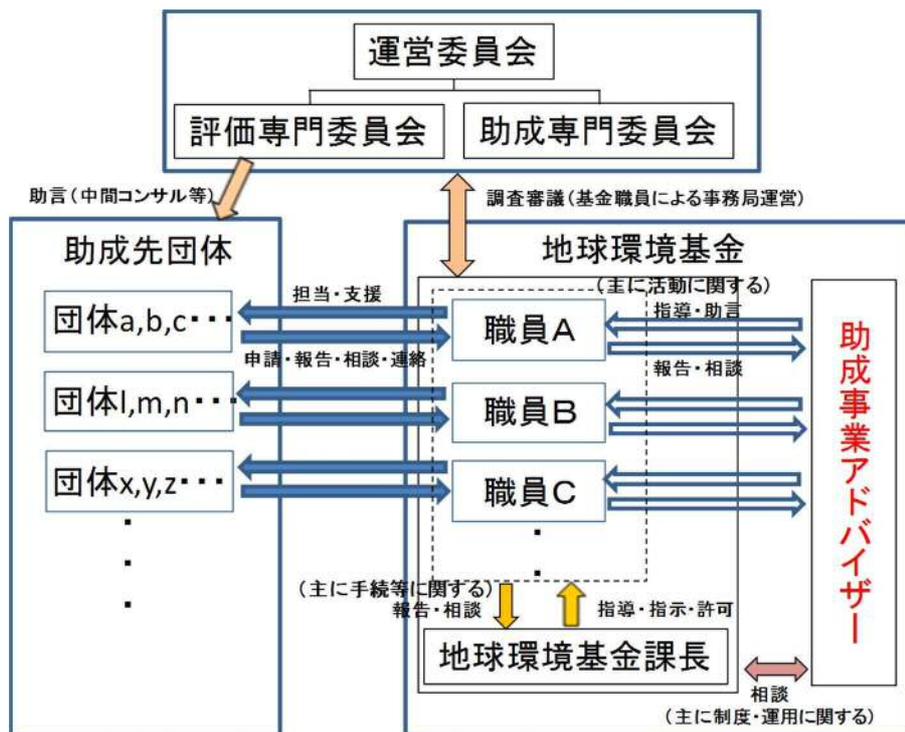
(A) 助成による支援を行った活動の継続性の確保

① 助成案件の質の向上に資する体制等の整備

i) 体制等の整備

令和2年度から寄り添い支援型の体制の充実を図るため、助成事業アドバイザー（仮称）の新設や職員の役割分担を整理し、評価専門委員会に諮り了解を得た。

〈寄り添い支援型の体制の整備〉



ii) 職員の能力向上

寄り添い型の支援を行うための、地球環境基金職員を対象とした勉強会を2回実施した。

- ・「中間支援組織に関する勉強会」（9月3日実施、NPOセンターから講師を招聘）
- ・「SDGs推進のための内部勉強会」（10月3日実施）

② 研修や情報提供による助成団体への支援

助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるために必要な支援のあり方に関するアンケート（ニーズ調査）を、2020年度に助成を受ける団体に対して実施するための項目を整理した。

③ 助成終了後の活動調査及び結果の活用

i) フォローアップ調査の実施

平成27年度から29年度に3年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成事業実施後の活動状況について、令和元年6月にフォローアップ調査を実施した。

調査対象53団体（回収率100%）から回答を得た結果から、助成終了後1年以上経過し

た時点での活動継続率は81.1%（43団体／53団体）であった。

また、「活動を継続していない」と回答した団体（10団体）の理由は次のとおりで、「活動の目的を達成した」を回答した4団体を調査対象から除くと、活動継続率は87.7%（43団体／49団体）であり、継続すべきとされる活動の約9割が継続していることが分かった。

（資料編 P25_地球1 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2019年度））

〈フォローアップ調査・活動継続に関する結果〉

区分	件数
a. 活動の目的を達成した。	4件
d. 運営体制に問題があり、実施できなかった。	2件
e. 資金不足のため実施できなかった。	2件
f. その他	2件
（「その他」の具体的な回答） <ul style="list-style-type: none"> ・実施地域の社会状況が変化したため、後援・協働団体らと検討し、今後の状況を静観中 ・全く同じ内容の活動は一旦終了したが、助成活動期間に見えてきた課題を踏まえて発展させた類似プロジェクトを新たに開始しており、その中で3年間の助成活動中に達成できなかった点を引き続きフォローアップしている。 	

ii) 調査結果の活用等

上記 i) 「フォローアップ調査の実施」で行った調査結果をもとに、活動規模・資金・活動人数などが拡大している団体の中から、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を抽出し（3件）、フォローアップ実地調査を行った。

フォローアップ実地調査では、助成中の団体にとって有益となる情報（ベストプラクティス）として提供することを目的に、助成終了後の自立や継続性の観点で、助成中及び助成終了後にどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、新規で作成した「2018年度地球環境基金レポート」に記事を掲載した。（1月）

また、令和元年度に助成中の団体や基金への寄付者を中心に地球環境基金レポートを配布し、情報提供を行った。（2月）

なお、ベストプラクティスについては、環境保全活動を行う民間団体に広く提供するため、地球環境基金ホームページでも公開した。（2月）

※詳細は（3）地球環境基金の運用等の項参照（50ページ）

(B) 助成による支援を行った活動の質の向上

① 助成活動の進捗状況の確認

1年間の活動スケジュールを機構地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）がより詳細に把握できるよう、新たに、詳細スケジュール表を交付申請書の様式に追加した。本表は、団体からの支払申請（年5回設定）のタイミングや、2年目の中間コンサルテーションの際の他に、常時計画に変更が生じた場合に団体から修正版を提出して

もらうこととし、活動状況の把握に努めた。

また、助成案件について、年度当初に事務所指導調査実施計画を策定し、団体の活動経過に合わせて計画的に調査を行うことで、活動の進捗状況の把握に努めた。

② 評価の実施

〈助成事業評価スケジュール（3年計画の場合）〉



i) 事前目標共有

新規で採択した全 75 件を対象に、平成 31 年 4 月に全件実施した。

内定決定（平成 31 年 3 月 20 日）後の約 1 ヶ月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員により新規活動の要望書の目標設定を確認し、個別面談（後述(D)② i)「個別面談の実施」）で基金担当者から内定団体にコメントすることで活動目標の共有を図った。

内定団体は、合意形成した内容を交付申請書の実施計画に反映させ、活動の目標設定をより明確化・具体化した。

ii) 中間コンサルテーション

活動 2 年目を迎えた 48 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 45 件（つづける助成 10 件、ひろげる助成 33 件、フロントランナー助成 1 件、プラットフォーム助成 1 件、復興支援助成 0 件）を対象に、令和元年 8 月～10 月に実施した。

本コンサルテーションは、評価専門委員と助成先団体担当者等との面談形式で実施するもので、1 団体あたり約 45 分間のヒアリングを行い、今後の助成対象活動の改善のためのコンサルテーションとアドバイスを行った。

iii) 事後評価（書面評価）

平成 30 年度に 3 年間の活動を終了した 62 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 58 件（ひろげる助成 55 件、フロントランナー助成 2 件、プラットフォーム助成 0 件、復

興支援助成1件)を対象に、令和元年6月までに実施した。

本評価では、評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性に関して、団体から提出された書面(各年度の交付申請書、活動実績報告書等)を元に評価を行った。

その結果、20点満点中平均15.6点(10点満点換算で7.8点)であった。

評価結果概要については、地球環境基金HPに公表するとともに団体個別に結果を送付した。

(資料編 P40_地球2 2019年度事後評価(書面評価)結果)

iv) 継続評価

フロントランナー助成は、3年目に行う第三者評価(評価専門委員による評価)の結果によっては、最大5年間までの助成が可能となっている。

令和元年度(2019年度助成)は対象団体が無く実施していない。

v) 実地調査

平成30年度に3年間の活動を終了し上記iii)の事後評価(書面評価)を行った案件から、得点の上位(2件)、中位(2件)、下位(1件)の計5件を評価専門委員会で抽出し、令和元年11月~12月に実施した。

本調査では、評価専門委員が活動を実施した現場や団体事務所を訪問し、書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の活動の発展のために必要な事柄等のヒアリングを行い、今後の活動における改善のためのアドバイス等を行った。

③ 活動のステップアップを図れる助成制度の構築

i) 評価専門委員会の実施

令和元年8月2日の第1回評価専門委員会において、事後評価(書面評価)結果の確定、フォローアップ調査結果の確定、中間コンサルテーション実施スケジュール等の共有及び実地調査対象活動の選定等について審議した。

また、令和2年3月4日に開催予定だった第2回評価専門委員会については、新型コロナウイルスの影響により会議の開催は見送り、書面による意見聴取の形をとって実施した。そこでは、中間コンサルテーション実施報告、実地調査結果の確認及び令和2年度初期に実施する事後評価(書面評価)の実施スケジュール等について審議した。

ii) 中間コンサルテーション振り返りの実施

中間コンサルテーションにおけるアドバイス等が、令和2年度(2020年度)助成の活動計画により効果的に反映される仕組みとして、助成先団体が中間コンサルテーション終了後に評価専門委員のアドバイスを踏まえた具体的な取組を記載する「振り返りシート」を本格的に導入した。

評価専門委員からのアドバイスを受け、団体として費用面や人員等を勘案し実際にどれだけ実行に移せるのか、さらにはそれを踏まえて全体計画の見直しを行う必要があるかなどについて早期に検討し、基金担当者とすり合わせを行えるようにするもので、平成30年度の試行を踏まえて導入した。

iii) 活動報告会の実施

令和元年度（2019年度）に助成が最終年度となる団体が3年間の助成活動の状況・成果を発表する「地球環境基金活動報告会」を、東京ビッグサイトで12月5日から7日に開催されたエコプロ2019の中に地球環境基金ブースを設置して実施した。環境NGO・NPO同士の連携の促進を図るだけでなく、来場した企業等との連携を図ったほか、一般来場者の活動に対する理解を深めた。



活動報告会（エコプロ2019会場内ブース）

iv) 関係機関との連携強化

地域における環境保全活動の連携促進を図るため、全国8カ所にある環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した（6月、8月、1月）。

これまでの助成金説明会の開催やその他広報の協力にとどまる連携内容の見直しを行い、地域での助成先団体による報告会の開催や、助成先団体による自己評価に関する支援を令和2年度から行うことで調整した。

(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施

① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定

i) 助成対象について

令和元年度（2019年度）は197件、総額610百万円の助成金交付決定を行った。内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が30件総額121百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が17件総額55百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が150件総額434百万円であった。

（助成を受けた団体が活動を進めたが、コロナウイルス関連により活動の影響を受けたこともあって、確定額は567百万円となった）

<2019 年度地球環境基金助成金実施状況>

(単位：件、百万円、小数点以下切捨て)

年度	はじめる助成		つづける助成		ひろげる助成		フロントランナー助成		プラットフォーム助成		復興支援助成(※2)		特別助成(※1)		LOVE BLUE助成(※3)		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2018	10	12	34	61	133	427	5	31	3	14	8	22	2	7	12	12	207	591
2019	11	19	43	74	111	375	5	31	4	16	9	28	2	8	12	12	197	567
うち	11	19	12	17	39	125	2	12	1	4	2	7	2	8	6	6	75	202
新規	(0)	(0)	(12)	(17)	(39)	(125)	(2)	(12)	(0)	(0)	(2)	(7)	(0)	(0)	(4)	(3)	(59)	(167)

(注) 括弧書きは、複数年計画の新規(1年目)案件数。金額は端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

(注) 金額については額の確定(決算)ベースの値である。

- ※1 特別助成：東京2020大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出等を目指す支援制度。
- ※2 復興支援助成：東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じて、これらの地域の復興に貢献しようとする活動への支援制度。
- ※3 LOVE BLUE助成：(一社)日本釣用品工業会からの寄付を原資として、同会の希望する水辺の清掃活動を含む環境保全活動に対して助成する支援制度。今年度は1,500万円の寄付金のうち1,350万円を12件の活動助成金として交付決定。

ii) 助成対象の重点化

助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定197件(国内案件：150件、海外案件：47件)のうち、重点配慮事項の対象活動は、193件(98%)となった。

<2019年度助成要望審査にあたっての重点配慮事項>

1. 活動分野の配慮事項

- ①地球温暖化防止に資する活動へ支援
- ②生物多様性の保全に資する活動への支援
- ③循環型社会の形成に資する活動への支援
- ④有害物質による被害防止のための取組
- ⑤東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

2. 分野横断的な活動に対する配慮事項

- ①パートナーシップ(協働)に基づく環境保全活動への支援
- ②環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援
- ③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動
- ④国際的な視点を持つ活動への支援

(資料編 P44_地球3 2019年度助成金分野別件数内訳)

(資料編 P46_地球4 地球環境基金助成金の推移)

iii) 令和2年度(2020年度)助成活動の採択

ア 募集案内決定

助成専門委員会において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む2020年度助成金募集案内を決定し、令和元年9月30日に公表した。

(資料編 P49_地球5 2020年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項)

イ 助成金説明会の開催

令和2年度(2020年度)の助成金募集に向けて、地球環境基金主催の説明会を9箇所、セブン-イレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を3箇所で開催し周知を図った。

<助成金説明会実施状況>

開催方法	開催場所及び開催日
地球環境基金主催9箇所 (地方EPO等と連携)	仙台(10/5)、さいたま(10/6)、名古屋(10/15)、鹿児島(10/18)、高松(10/24、四国地方は、四県サテライト中継を実施)、京都(10/24)、北海道厚岸(10/26)、東京(10/28)、岡山(10/30)
他のNGO・NPO支援団体との共同実施 3箇所	東京(8/31)、札幌(10/19)、岡崎(10/20) ※大阪(10/12)は台風のため中止

ウ 応募状況と内定

336件(イ案件:52件、ロ案件:29件、ハ案件:251件、不明:4件)の応募を受け、令和2年2月に第2回助成専門委員会を開催し、平成30年度の支援実績を踏まえて策定した採択方針に基づき、2020年度助成金採択案を決定、令和2年3月に運営委員会に諮り、182件の交付を内定した。

なお、運営委員会については、新型コロナウイルスの影響により会議の開催は見送り、書面による意見聴取の形をとって実施した。

	はじめる助成	つづける助成	ひろげる助成	フロントナ -助成	プラット フォーム助 成	復興支 援助成	特別助 成	LOVE BLUE助 成	不明	計
応募	41	76	172	10	10	8	3	10	6	336
内定	9	35	113	4	2	6	2	11	-	182
(うち新規)	(9)	(13)	(41)	(0)	(1)	(4)	(2)	(5)	-	(75)

※外部委員の審査過程において活動内容によっては応募とは別のメニューで採択するものもある。

② 複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進

令和元年度(2019年度)の助成金要望書及び交付申請書の様式に、活動がSDGsのどのゴール・ターゲットに当たるかを選択する様式を追加することで、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進した。これは令和2年度(2020年度)の要望時

も引き続き実施した。

また、SDGs及び地域循環共生圏の実現を目指す活動を推進するため、全国9か所で行った地球環境基金主催の助成金説明会において、SDGs及び地域循環共生圏に関するセミナーを同時に開催した。(助成金説明会については前述((C)①iii)イ「助成金説明会の開催」参照)

③ 人材の育成と定着を図る助成方法の検討

若手プロジェクトリーダー育成支援助成

令和元年度(2019年度)の助成先団体から新たに6期生として14名を採択した(応募29名)。これは複数年計画の新規案件(60件)の23.3%を占めている。

※詳細は振興事業の項参照(43ページ)

<若手プロジェクトリーダー育成人数の推移>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	採択人数	途中離脱 ^{※1}
第1期	16	14	12	(12)	(12)	(12)	16人	4人
第2期		10	9	8	(8)	(8)	10人	2人
第3期			12	10	8	(8)	12人	4人
第4期				10	7	7	10人	3人
第5期					5	7	9人 ^{※2}	2人
第6期						13	14人	1人
年度末在籍者	16	24	33	28	20	27	-	-
(修了者累積)	-	-	-	(12)	(20)	(28)		

※1：離脱者はすべて自己都合による団体退職者

※2：第5期については当初7名でスタートしたが、2名離脱後、令和元年度当初に2名追加採択

(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上

① 会計事務等に関する指導等の実施

i) 内定団体説明会の実施

令和元年度に新規に採択された75団体を対象に、会計等の事務を確実に行っていただくため、交付申請手続や支払申請手続等に関する説明会を、平成31年4月17日と19日の2日間で計5回開催し、全団体が参加した。

ii) 事務所指導調査の実施

複数年にわたる助成活動計画を有する団体のうち、助成制度に必要な諸手続に関する指導や、活動の実施状況の確認が必要と思われる団体等(口案件は海外に団体が所在する

ため除く) に対して、団体の事務所等に出向く事務所指導調査を実施した。

なお、令和元年度計画から、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施することとしており、令和元年度(2019年度)1年目の団体(55団体)について以下の通り実施した。なお、未実施については、令和2年度(2020年度)以降の助成期間中に実施することとしている。

	複数年計画 団体数	令和元年度実施 団体数	未実施 団体数
1年目	55団体	30団体	25団体

② 助成金交付申請の速やかな手続の実施

i) 個別面談の実施

令和元年度(2019年度)の助成先として内定した全ての団体(197団体)と、4月に個別面談を行った。

新規団体については(B)②i)「事前目標共有」による活動目標の共有を行い、継続団体については活動状況の確認を行って、交付申請手続に向けたすり合わせを行った。

ii) 速やかな交付申請手続の実施

助成金交付申請の提出日を令和元年5月15日とし、交付決定を6月11日に行えたことから、処理期間は27日であった。

③ 事務の効率化と利便性向上の取り組み

i) 要望書提出の電子化

地球環境基金における事務の効率化と、要望団体側の紙使用量の抑制の観点から、要望書の提出を電子データで行えるよう、令和元年度に整備し実施した。

提出方法は、地球環境基金ホームページに提出専用ページを設け(11月)、要望する団体が必要項目を入力し、提出データを添付するものとした。

また、要望提出時に行ったアンケートでは、その操作性等について「容易だった」との回答が8割を占めており、電子化を推進することで「提出時の負担軽減につながる」、「紙使用量が減り、紙媒体の郵送が不要になった」など利便性が向上した意見をいただいている。また、基金でも委員会審査資料の電子配布が可能になったことで、紙の使用量が削減できたほか、締め切り後速やかに審査を行うことができた、審査期間を長くすることが可能となった、データ管理が容易になった等の利点が多くあった。

(資料編 P51_地球6 2020年度地球環境基金助成金応募アンケート集計(抜粋))

ii) 一部概算払いの実施

平成30年度も助成を受けていた団体のうち、ア「平成30年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、22団体に対して、助成金50%を上限に概算払い(34,500千円)を実施した。

iii) EXCELマクロファイル利用の推進

助成金支払申請書の利便性を向上させるために構築したEXCELマクロファイルについて、4月の内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、地球環境基金ホームページに2019年度版を公表した（平均利用率93.9%）。

iv) 他の助成制度の紹介

環境保全活動を行うNGO・NPOを対象とする国内の他の民間財団等による助成制度をまとめた冊子を9月に更新・作成するとともに、地球環境基金ホームページに掲載し誰でも利用できるようにした。

冊子は、(C) ① iii) イ「助成金説明会の開催」で記載の助成金説明会全12か所で、参加者全員に配布した。

v) 助成金支払い申請の速やかな手続の実施

助成金の支払申請に係る事務（年5回）については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、平均処理日数は24.8日であった。

(2) 振興事業

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、ユース世代の活動団体の交流会として、全国ユース環境活動発表大会について地方大会を8か所、全国大会を1回実施するとともに、全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)に共催として参画し、計10回の交流機会を創出した。

○また、ユース世代を対象とした環境保全やSDGs、地域循環共生圏に関する研修や民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計6回実施した。

○研修事業の一つである若手プロジェクトリーダー研修については、平成30年度に外部有識者から受けた意見をもとにプログラムを一部見直すなど、効果的なカリキュラムになるよう努めた。

<課題と対応>

○若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修についてはカリキュラム等の不断の見直しを行うなど効果の向上に引き続き努めつつ、学生との交流事業については定着を図るべく取組を強化する。

○新型コロナウイルス感染症が研修等の実施に影響を及ぼすことが避けられない中、開催時期における社会状況を踏まえつつ、必要に応じてインターネットを活用したリモート参加型の方法を取り入れるなど、無理なくかつ有意義な方法を検討し実施する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均2回／年	10回 (8地方大会、全国大会、ecocon)				
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均4回／年	6回				
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第3期中期目標期間実績：平均95.4%	98.5%				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 環境保全活動を行う人材の創出

① 全国ユース環境活動発表大会の実施

i) 地方大会の実施

平成30年度から開始した地方大会を、令和元年度の「第5回全国ユース環境活動発表大会」においても同じく全国8地区で開催した。募集に当たっては、実施に関するプレスリリースを平成30年度より前倒し（9月→7月）、参加のしやすさや発表準備期間に配慮するなどにより、参加校は162校と拡大した（平成30年度実績：152校）。

各地方大会では全国大会に出場する2校をそれぞれ選出し、16校の全国大会出場校を決定した。

○第5回全国ユース環境活動発表大会概要
主催：全国ユース環境活動発表大会実行委員会 （環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステイナビリティ高等研究所）
後援：読売新聞東京本社
協賛：キリンホールディングス株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会社、株式会社タニタ
協力：環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）、 地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）、ESD活動支援センター

〈第5回全国ユース環境活動発表大会開催状況〉

年月	内容	実施地	参加
令和元年 11月10日（日）	北海道地方大会	札幌市	12団体 46名
11月17日（日）	東北地方大会	仙台市	12団体 54名
11月17日（日）	中国地方大会	広島市	12団体 47名
12月8日（日）	中部地方大会	名古屋市	12団体 48名
12月8日（日）	九州・沖縄地方大会	福岡市	12団体 53名
12月15日（日）	関東地方大会	東京都	12団体 52名
12月15日（日）	近畿地方大会	大阪市	13団体 58名
12月22日（日）	四国地方大会	高松市	7団体 32名
令和2年 2月9日（日）	全国大会	東京都	16団体 74名

ii) 全国大会の実施

i) により選出された16校により、令和2年2月9日（日）に東京都内の会場において発表を行った。全国大会では、広島県立世羅高等学校（環境大臣賞）や京都府立木津高等学校（環境再生保全機構理事長賞）など全16校を優秀な取組として表彰した。



全国大会 環境再生保全機構理事長賞（京都府立木津高等学校）

〈第5回全国ユース環境活動発表大会（結果）〉

賞	高校名	活動名
環境大臣賞	広島県立世羅高等学校	錦鯉廃棄稚魚を活用した鯉米生産を目指して
環境再生保全機構理事長賞	京都府立木津高等学校	Kakishibu を世界基準に
国連大学サステイナビリティ高等研究所所長賞	青森県立名久井農業高等学校	乾燥地の土壌流失抑制と食料増産のための集水技術の開発
読売新聞社賞	北海道美幌高等学校	オホーツクの自然を守れ！オホーツクで実践した自然環境改善の成果
高校生が選ぶ特別賞	愛媛県立上浮穴高等学校	森林の想いを音色にのせて ～カホンを通じた森林環境教育の実践とドイツに学ぶ持続可能な森林管理～
先生が選ぶ特別賞	石川県立翠星高等学校	廃棄果皮0宣言！眠っている地域資源を活用した6次産業化計画
優秀賞	北海道標茶高等学校	標茶高校敷地内に自生するキノコの調査と考察
〃	仙台高等専門学校 名取キャンパス	松がレモンの香り？クロマツで無添加除菌スプレーの開発！

"	栃木県立栃木農業高等学校	新しい時代の道普請 ～パートナーシップによる地域環境保全～
"	学校法人静岡理工科大学 星陵高等学校	バイオメタンのある暮らし
"	学校法人鈴鹿享栄学園 鈴鹿高等学校	海岸清掃とロボットを使った環境教育活動
"	京都府立綾部高等学校	地域と歩む由良川保全プロジェクト ～由良川レンジャー奮闘記 part2～
"	山陽女子中学校・高等学校	瀬戸内海の海洋ごみ問題の解決に向けての女子中高生の挑戦 ～SDGsの視点からのアプローチ～
"	香川県立多度津高等学校	地域と繋がる環境活動
"	長崎県立諫早農業高等学校	身近な環境問題解決法の検討 ～放置竹林対策に向けた菌床栽培法～
"	沖縄県立沖縄水産高等学校	「豊かな海を守る」プロジェクト～海ゴミとマイクロプラスチック問題の解決に向けて一歩踏み出そう～

iii) 全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)の共催

令和元年 12 月 28 日(土)に開催の全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)に共催として参画し、持続可能な社会に向けて環境・社会活動を行っている全国の大学生が互いに学び、ネットワークを形成するための支援を行った。

なお、参加団体数は 15 団体であった。

② ユース世代を対象とした研修等の実施

ユース世代(高校生及び大学生)の環境保全活動への積極的な参加を促すため、全国ユース環境活動発表大会の運営などを通じて構築した高校や大学とのネットワークを通じ、全国各地で環境保全やSDGs、地域循環共生圏に関する研修やセミナーを開催している。

令和元年度は6回の研修を次表のとおり実施した。

〈高校生・大学生向け研修等の開催状況〉

年月	内容	実施地	参加
令和元年 7月31日(水)	企業環境活動研修 (キリンホールディングス株式会社・岩手県久慈東高等学校・岩手県立遠野緑峰高等学校)	遠野市	2校 14名
8月2日(金)	九州地方ユースSDGsフォーラム (福岡工業大学附属城東高等学校・福岡県立伝習館高等学校・福岡県立糸島農業高等学校・福岡県立嘉穂総合高等学校・大分県立日田高等学校・熊本県立南陵高等学校・熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎・宮崎県立都城工業高等学校・鹿児島県立市来農芸高等学校・鹿児島県立薩南工業高等学校・福岡教育大学・長崎大学)	福岡市	12校 55名
8月6日(火)	東北地区 高校生SDGsセミナー (青森県立八戸北高等学校・青森県立むつ工業高等学校・岩手県立釜石高等学校・岩手県立花巻農業高等学校・秋田県立羽後高等学校・宮城学院高等学校・宮城県富谷高等学校・山形県立鶴岡南高等学校・山形県立山形西高等学校・福島県立葵高等学校・福島県立福島高等学校)	仙台市	12校 33名
8月9日(金)	近畿地区 大学生SDGsセミナー ・えこまな@京田辺(同志社大学) ・地域密着型サークル「にしき恋」(神戸大学) ・経短ごみゼロプロジェクト(京都経済短期大学) ・環境ISO学生委員会(三重大学)	大阪市	4団体 14名
令和2年 1月11日(土)	ユースSDGsフォーラム (昭和女子大学附属昭和高等学校・神田女学園高等学校・正則学園高等学校・東京都立国際高等学校・栃木県立那須拓陽高等学校・千葉県立津田沼高等学校・栃木県立栃木農業高等学校・法政大学国際高等学校・千葉大学・東京都市大学)	東京都	10校 46名

	※株式会社タニタ、読売新東京本社の協賛で実施		
1月18日(土)	企業環境活動研修 (協栄産業株式会社・茨城県立水戸第二高等学校)	笠間市	1校 4名

(B) 研修・調査等事業の効果的な実施

① 研修・調査の企画運営

i) 若手プロジェクトリーダー研修の実施

令和元年度は、(1)助成事業(C)③「人材の育成と定着を図る助成方法の検討」で記載したとおり、助成事業において中心的に活動する若手(第4期7名、第5期7名、第6期13名の計27名)に対して、活動の戦略づくり、マーケティング、ファンドレイジング(資金調達)、広報・PR、合意形成、プロジェクトマネジメントなど、プロジェクトを推進するために必要かつ、NPOからの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行った。

また、特に令和元年度が最終年度となる第4期については、10月にフィールド実習を栃木県益子町で行った。

なお、外部有識者から平成30年度に受けた意見のうち、「研修生としては、知識・技術のインプットだけでなく、現場の経験も知りたいはず。研修生が各々課題意識を持ち、課題解決に向けて知りたいポイントが講師に伝わると情報が引き出せるのではないか。特に2年目は研修を通してフォローできるような、また即効性のあるアプリを提供できるような講師の選定が有効ではないか。」という意見を踏まえ、2年目の研修については講師を通年で依頼し、研修と研修の間にさらにフォローアップする研修を追加して、実質的に年5回にわたり研修生とコンタクトを取る方法に改善した。

〈若手プロジェクトリーダー研修の構成〉

	<7月>	<10月>	<1月>
1年目	プロジェクトを体系的に理解し、推進することができる		
	●NPOの活動計画策定 ●ロジックツリーを用いた計画立案	●プロジェクトマネジメント	●ステークホルダーの洗い出し、整理
2年目	成果をアピールし、熱烈な支持者を獲得できる		
	●NPOのマーケティング	●ファンドレイジング(資金・資源調達)	●NPOの広報
3年目	人々を巻き込み、影響力を持続させることができる		
	●ステークホルダーとの協働	<フィールド実習> ●地域を巻き込む力 ●起業マインド	●3年間の振り返り、成果・課題の明確化 ●次年度以降のアクションプラン ●プロジェクトの自走化

ii) 海外派遣研修の実施

2月5日～2月24日に、国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、インドネシアにおいて短期コース（11日間）・長期コース（20日間）の環境ユース海外派遣研修を実施した。研修生は、事前審査を通過した10名を対象とした。

研修は、インドネシアにおける環境問題の解決や、SDGsの達成に向けた事例を、政府組織や現地NGO、企業等を訪問しながら、講義やフィールドワークなどを通じて学ぶカリキュラムとし、インドネシアでの研修の学びをより深めるため、研修前に「事前研修」を実施した。なお、研修後に予定していた「研修報告会」は新型コロナウイルスの影響により開催を見送ったが、研修の効果向上のため、令和2年度において開催を計画している。

また、本研修を受講した研修生がその後どのように環境保全活動に取り組んでいるかなどを確認できるよう、さらに、受講年度をこえて交流や情報交換等が行えるよう、SNSを活用したネットワーク化の取り組みを進めた。



海外派遣研修 研修生募集チラシ

現地研修の様子（現地NGO AMAN訪問）

iii) 研修受講者アンケート

実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で98.5%であった。

（資料編 P55_地球7 令和元年度研修・講座等実施状況）

② SDGs等に関する研修等の実施

SDGsの考え方に関する研修として、広く民間団体に対して、(1) 助成事業(C)

② 「複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進」で記載したセミナーを9回実施した。

また、ユース世代に対して、(A) ② 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を6回実施した。

(3) 地球環境基金の運用等

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- ホームページのリニューアルやツイッター及びインスタグラムのSNSによる発信強化、広報誌等の各種媒体の活用等により、地球環境基金事業の広報・周知を積極的に進めた。
- 地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中において、地球環境基金企業協働プロジェクトへの特定寄付金について、令和元年度は、第3期中期目標期間実績を上回る18,000千円の寄付を獲得することができた。
- 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、市場等の動向を一層注視しつつ運用を行った。

<課題と対応>

- 寄付者からの「寄付先のみえる化」等の要望に対応するため、ベストプラクティスを含め地球環境基金の助成先の一つひとつの事業活動について効果的な広報に努める。
- 地球環境基金企業協働プロジェクトに対する企業の参画を得るため、企業が賛同しやすい助成分野（テーマ）を検討するとともに、同プロジェクトの枠組みを活用して寄付の受け入れに繋がるよう周知を継続する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	—	—	ツイッター掲載数：118件、フォロワー数：484人 インスタグラム掲載数：91件、フォロワー数：167人				
特定寄付金の受け入れ金額	—	第3期中期目標期間実績：平均13,750千円	18,000千円				
基金の運用益	—	第3期中期目標期間実績：平均185百万円	82百万円				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実

① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保

i) ホームページ、SNSを通じた広報

ア. ホームページを通じた広報

ホームページのリニューアルを行い、助成活動の紹介ページを設け、環境NGO・NPO活動や基金事業に対する理解促進を図るとともに、掲載内容をより見やすく整理し、助成金の募集等の必要な情報を分かりやすく分類するなど、利便性の向上を図った。また、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットからの閲覧に応じてデザインレイアウトを可変することができるようにレスポンス対応を行った。

イ. Twitterによる情報発信

助成先団体の活動情報、イベント等の周知に加えて、地球環境基金のイメージアップのために制作した短編アニメーション動画など、地球環境基金事業の活動情報に係る様々なツイートを118件、広範に情報発信することにより認知度向上に努めた。ツイートを見て地球環境基金事業に関心を持ち、フォロワーとなった人数は令和元年度末に484人まで増加した。(平成30年度に発信したツイート：78件、平成30年度末のフォロワー：266人)。

ウ. Instagramによる情報発信

助成先団体の活動情報やユース事業等、環境活動の状況について画像を中心に広く周知するため、Instagramにおいて91件を投稿、情報発信することにより認知度向上に努めた。投稿を見て地球環境基金事業に関心を持ち、フォロワーとなった人数は令和元年度末に167人まで増加した。(平成30年度の記事投稿：51件、平成30年度末のフォロワー：101人)。

ii) 新聞、広報誌等による広報

新聞や高齢者向け情報誌等を活用して、地球環境基金事業の紹介等、各種周知の時期や購読層を考慮して行った。

また、地球環境基金事業や寄付による支援についてパンフレット等による周知を行い、広報誌「地球環境基金便り」については9月と3月に各39,000部発行し、各号とも、寄付者、自治体、図書館、商工会議所、高等学校、NPOセンター等約8,000箇所へ送付した。さらに、地球環境基金便りにおける新しい試みとして、AR(拡張現実)アプリを活用し、スマートフォン等から手軽に助成先団体の活動動画等を閲覧することができる仕組みを取

り入れた。

・第47号 特集：『森林をつくる、人をつくる』（9月）

・第48号 特集：『LOVE BLUE～美しい水辺を次世代に～』（3月）

なお、地球環境基金に対して寄付をいただいている方への年度報告として、また、助成成果の一部をベストプラクティスという形で報告しつつ助成先団体への事例普及を行うツールとして、令和元年度から新たに「地球環境基金レポート」を作成し、寄付者や令和元年度助成先団体など700箇所へ送付した。

iii) イベント等への出展

環境意識が高い市民が集まる環境イベントにブース出展を行い、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの紹介等を行い認知度向上に努めたほか、地域に密着したイベント出展では、当該地域で活動する助成先団体をブースに招き、実際の助成活動を来場者に対して紹介（地球環境基金事業の見える化）することで助成事業への理解を図った。また、国内最大級の環境イベントであるエコプロ2019では、助成金活動報告会とともに事業紹介等を行うことで、効果的な理解促進を図った。

iv) 個人や企業等による寄付の確保

上記i)～iii)において地球環境基金事業の取組や意義等に関する周知活動を行い、認知度向上に資するとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト、継続的な寄付獲得に向けた地球環境基金サポーターのほか、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー（本 de 寄付）などについて積極的な周知活動を行うなど総合的な広報活動のほか、寄付者に対する謝意として、領収書や感謝状の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた。

このような取組の結果、募金箱や振込による寄付に加え、本 de 寄付や企業の商品等の売上の一部による寄付等の多様な方法を通じ、令和元年度については寄付額22,015千円（対平成30年度96%）、寄付件数905件を受け入れた。

② 地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得

地球環境基金企業協働プロジェクトに参画し、環境NGO・NPOの環境保全活動（LOVE BLUE助成）に支援をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対し成果及び効果について報告を行った。また、令和元年度も引き続き本プロジェクトに賛同いただき、平成30年度の水準を確保することができた。（15,000千円、平成30年度同額。）

また、同プロジェクトの枠組みで獲得した寄付も活用し実施している全国ユース環境ネットワーク促進事業（振興事業）では、平成30年度と同件数となる4社から寄付を得ることができた（総額3,000千円）。

（資料編 P56_地球8 地球環境基金造成状況）

(B) 安全かつ有利な資金運用

① 安全かつ効率的な運用

市場金利の継続的な低金利となる中、運用方針に従い基金の安全な運用に努めつつ、市場の状況を考慮した運用を行った（利息額 82 百万円）。

（資料編 P96_共通 4 運用方針について）

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

【令和元年度の概況】

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定）に基づき、令和元年度においても、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実に適正な処理を推進するために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した助成事業及び代執行事業を遅滞なくかつ着実に遂行するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和 9 年 3 月）を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど基金の適正な管理を行った。引き続き、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営に取り組んでいく。

（1）助成業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。
- 本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、目標どおり機構ホームページで公表した。

<課題と対応>

- 令和元年度中に助成対象範囲の変更を目的とする省令改正が行われ、機構においても業務方法書及び交付要綱の改正を行った。支払申請に係る審査に当たっては、改正点に留意し引き続き適正に実施していく。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
審査基準、審査状況等の公表回数	—	第3期中期 目標期間実績：4回／年	4回				
基金の管理状況の公表回数	—	第3期中期 目標期間実績：1回／年	1回				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営

① 助成金の審査基準、審査状況

ア) 軽減事業

中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で令和元年5月14日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して全3,676件を適正に処理して1,938,777千円の助成金を交付した。

また、本助成金の審査基準や審査状況、助成事業の実施状況等について機構ホームページで公表し、透明性の確保を図った。

イ) 代執行支援事業

都道府県等が実施するPCB廃棄物処理に係る代執行事業への支援のための基金造成について、国から補助金100,000千円、産業界から出せん金180,500千円の合計280,500千円の拠出を受けた。

また、代執行支援事業についても環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で、月ごとの支払申請に対して3,529千円助成金を交付した。

(資料編 P57_PCB1 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金の概要)

(B) 基金の適切な管理

① 基金の適正な管理及び管理状況の公表

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限(令和9年3月)を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど適正な管理を行った。また、基金の管理状況(拠出状況、助成状況、運用状況等)について年1回機構ホームページで公表した。

(参考) 基金の管理状況

(単位:百万円)

平成30年度末残高	当令和元年度増減額	令和元年度末残高
37,214	△1,646	35,567

(資料編 P96_共通4 運用方針について)

5. 維持管理積立金の管理

【令和元年度の概況】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づき、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者(以下「設置者」という。)が埋立処分の終了までの間に必要な費用を機構に積み立てる維持管理積立金について、令和元年度においても、許可権者(都道府県等)と連携しつつ、設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行うとともに、設置者へ運用状況等の情報提供の通知を行った。引き続き、適切かつ確実な事務に取り組んでいく。

(1) 管理業務

■ 自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 設置者への維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに積立金利息の通知及び払渡し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保を図った。
- 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。

<課題と対応>

- 維持管理積立金の管理を適切に行うため、稼働期間が長期に及ぶ最終処分場には特に留意し、許可権者との情報共有を図っていく必要がある。

<主要な経年データ>

○ 主な定量的指標

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績:平均1,203回/年	1,180回				
維持管理積立金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績:平均1回/年	1回				

○ その他の指標

—

○ 評価の視点

- ・ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 透明性・公平性の確保

① 情報提供及び適切かつ確実な事務

i) 利息の通知と払渡し

最終処分場設置者への維持管理積立金の令和元年度運用利息額の通知を令和2年3月末に行った。請求を受けた令和元年度中の利息の払渡しは602件328,813千円であった。

ii) 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。令和元年度において積立てがあった最終処分場数及び金額は677件、7,686,556千円、取戻しについては53件、991,954千円であった。

また、最終処分場設置の許可権者(94都道府県等)に対し、平成30年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を令和元年6月に通知した。

(資料編 P59_維持1 維持管理積立金制度の概要)

(B) 維持管理積立金の適正な管理

① 管理状況の公表

適正な維持管理を促進するため、平成30年度分の維持管理積立金の管理状況(積立て及び取戻し状況)について、年1回機構ホームページで公表した。

(参考) 維持管理積立金の管理状況

(単位: 百万円)

平成30年度末残高	積立額	取戻額	令和元年度末残高
104,287	7,687	992	110,982

(資料編 P96_共通4 運用方針について)

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

【令和元年度の概況】

石綿健康被害救済制度は平成 18 年 3 月の制度施行から 14 年が経過し、機構は累計で救済給付に係る申請（請求）20,127 件を受け付け、19,691 件の認定等決定（うち認定 14,981 件）、50,550 百万円の支給を行ってきた。今後の石綿健康被害の増加を念頭に置きつつ、迅速かつ的確な認定・給付を行うとともに、本制度の効果的な広報を継続しつつ、医療現場において救済制度への申請を勧奨していくことが必要である。

令和元年度においては、効果の高いテレビCM・新聞広告及びターゲットを絞ったWeb 広告等を中心とした一般向け広報を展開したことに加え、医療関係団体（学会等）との連携により医療従事者等へ周知したことにより、平成 30 年度比で 2.4%増の 1,334 件の申請等に繋げることができた。申請件数が増加する中でも事務の効率化等に取り組み、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの処理期間を年間平均 95 日（第 3 期中期目標期間実績比 27 日減）に短縮した。さらに、「人づくり」の取組として、中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等による医療関係者の知見向上にも取り組んだ。

今後、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会では令和 3 年度までに制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うこととされているため、関係機関との連携を強化しつつ、迅速かつ的確な認定等のための取組を継続・充実させていく。

（1）認定・支給に係る業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

- 目標と定めた 122 日に対し 95 日と、22.1%の処理日数短縮を図ることができた。申請受付件数が平成 30 年度比で 2.4%増加する中においても、医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）審査分科会（以下「分科会」という。）の審査において、必ず確認している免疫染色検査の結果の提出を求めた。また、当該検査が未実施の案件については、機構が免疫染色を実施するなど、環境省への判定申出前から可能な限り資料の収集に努めたことにより、1 回の医学的判定で認定等の決定を行った案件の割合が 64.9%（平成 30 年度実績 59.9%）へ増加した。その結果、療養者及び未申請死亡者に係る申請等に係る平均処理日数は 95 日（平成 30 年度実績 100 日）となった。
- 医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行っている。
- 認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い認定更新に係る事務を適切に行っている。
- 判定小委員会、分科会による判定票の受領日によって処理日数が延長することはあったものの、概ね基準どおりの処理日数となった。

<課題と対応>

- 申請受付件数が増加傾向にある中、全体としての平均処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行うとともに追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。
- 被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。
- 認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、判定小委員会及び分科会の開催が延期となり、認定等処理に遅れが出ている。保健所説明会、中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等についても開催が一部中止や延期となっている。
解決策として、WEB会議等を含めた対応を検討し、認定等のために必要な取組を継続するとともに、中止や延期になっている説明会、研修会等の開催を模索する。
- 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限(令和4年3月27日)の周知徹底を図る。

＜主要な経年データ＞

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
＜評価指標＞							
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	第3期中期目標期間実績（平均122日）を維持	第3期中期目標期間実績（平均122日）	95日				
＜関連した指標＞							
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績：平均12回/年	12回				
療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	—	第3期中期目標期間実績：平均17日	19日				
請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%				
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%				
窓口相談、無料電話相談件数	—	第3期中期目標期間実績：平均5,688件/年	5,683件				
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22回				

保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第3期中期 目標期間実績:平均13回/年	14回				
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第3期中期 目標期間実績:各1回/年	各1回				
救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成29年度 実績:1,778 病院	1,822 病院				
医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第3期中期 目標期間実績:平均14回/年	13回				
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率(※派遣職員等を含む)	—	第3期中期 目標期間実績:100%	100%				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。
- ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。
- ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。
- ・保健所等の窓口担当者に対して、石綿健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供が行われているか。
- ・指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等に対する制度周知が適切に行われているか。
- ・個人情報の管理等に万全の対策が講じられているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有

① 医学的資料の適切な収集等

令和元年度は、1,334件（平成30年度：1,303件）の申請等を受け付け、1,186件（同1,355件）の認定等処理を行った。認定等処理件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年2月28日以降、判定小委員会及び分科会の開催が延期となっている影響を受けて、前年度比12.5%減少した。療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は95日（同100日）である。このうち、1回の医学的判定で認定等の決定がされたものは平均61日（同60日）、追加資料が必要とされた案件は平均157日（同158日）である。

医療機関に対し、胸膜上皮型中皮腫の申請等については、医学的判定に係る留意事項で強く推奨されている免疫染色検査の結果の提出を求め、当該検査が実施されていない案件については追加の免疫染色を実施した。また、診断が困難とされている肉腫型中皮腫の申請等については、病理標本等の提出を積極的に求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めたことにより、1回の医学的判定で結果が得られた割合は64.9%となり、平成30年度（59.9%）より大幅に上昇している。追加資料を求められた案件についても、医療機関に対して追加資料の準備状況を密に確認し提出を促したことや、案件ごとの進捗管理を徹底したことなどにより、全体の平均処理日数は平成30年度実績よりも短縮できている。

<令和元年度 受付状況>

(単位：件)

申請区分	療養者	未申請死亡者	施行前死亡者	計
受付件数	1,070 (1,028)	246 (258)	18 (17)	1,334 (1,303)

(注) () 書きは、平成30年度の実績。

<令和元年度 認定等の状況>

(単位：件)

申請区分	処分等	療養者	未申請死亡者	施行前死亡者	計
認定等件数	認定	783(916)	172(194)	12(13)	967(1,123)
	不認定	142(141)	59(69)	4(3)	205(213)
	取下げ	13(12)	1(2)	0(5)	14(19)

(注) () 書きは、平成30年度の実績。計数は新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除く。

(資料編 P60_石綿1 申請書等の受付状況と認定等状況 (令和元年度))

(資料編 P63_石綿2 審査中の案件に係る状況 (令和元年度))

(資料編 P64_石綿3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (令和元年度))

(資料編 P65_石綿4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から

令和2年3月31日までの累計))

(資料編 P66_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (令和元年度))

(資料編 P67_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から令和2年3月31日までの累計))

<令和元年度 療養者及び未申請死亡者に係る平均処理日数等> (単位:日、件)

区 分	認定等決定までの平均処理日数		判定申出までの平均日数	件 数
1回の医学的判定	95 (100)	61 (60)	29 (29)	750 (791)
追加資料が必要とされたもの		157 (158)		406 (529)

(注) () 書きは、平成30年度の実績。計数は新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除く。

(参考)

<令和元年度 療養者及び未申請死亡者に係る平均処理日数分布状況>

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	30年度
60日以下	402件	402件	34.8%	33.7%
61~90日	279件	681件	58.9%	54.9%
91~120日	150件	831件	71.9%	69.9%
121~150日	147件	978件	84.6%	83.2%
151日以上	178件	1,156件	100.0%	100.0%
総計	1,156件			

(資料編 P68_石綿 7 認定等に係る処理日数 (令和元年度))

② 保健所窓口担当者への周知徹底等

i) 保健所説明会

保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国7ブロックと、県単独での開催の要望があった4県において、保健所説明会を開催した。

保健所説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続について、労働局から労災保険制度について、また、専門医から石綿関連疾患について説明を行った。

ii) 地方公共団体研修会

地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象とし、顧問医師等の専門医より医学的講演を、機構職員より制度等の説明を行い、石綿関連疾患及び救済制度の周知を図った。(3県)

(資料編 P70_石綿 8 保健所説明会等実績 (令和元年度))

iii) 保健所窓口担当者への周知徹底

保健所において必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、委託業務取扱要領やQ&A集の見直しを行い、8月に全国の保健所に発送した。また、保健所説明会後も、受付方法や機構までの送付方法について、定期的にメールにて情報提供等を行うなどのフォローアップを行った。

③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供

本来労災保険制度に申請すべき者が、救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえよう、機構から労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を令和元年度は12回厚生労働省に情報提供した（平成30年度の情報提供回数12回）。

(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請のための被認定者支援

① 組織内の緊密な連携、被認定者等への案内資料の見直し

令和元年度は、被認定者等に対し総額42億2343万円（平成30年度：40億5289万の支給を行った。認定後速やかに支給を行うため、次の取組を推進した。

- ・認定から支給までの期間を短くするよう支払日を複数化する取組や、組織内で被認定者に係る情報を迅速に共有することで、第3期中期目標期間と同程度の処理日数で支給を行った。（初回療養手当の認定から支給までの日数：第3期中期計画期間の平均処理日数17日に対し、令和元年度の平均処理日数19日）
- ・石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認定者については、医療費請求等について被認定者や医療機関等から問い合わせを受けることが多いため、請求手続きが円滑に行われるよう、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きを作成して被認定者に送付する取組を開始した。

（資料編 P71_石綿9 救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成18年度～令和元年度））

② 法に定められた請求期限等の案内等

時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるようにするため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費（償還）の請求を行っていない場合は再案内を継続的に実施した。

③ 認定更新の未申請者への状況確認・再案内等

認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧に手続を進め、更新申請の申請を行った被認定者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。具体的には次の取組を実施した。

- ・認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始

④ 被認定者等のニーズの把握、制度運営への反映

被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度運営に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。

i) アンケート調査の実施内訳

- ア. 制度利用（石綿健康被害医療手帳所持者）アンケート（4月発出、回収数 1,211／送付数 1,355）
- イ. 被認定者（療養者）アンケート（認定時、回収数 309／認定者数 785）
- ウ. 未申請死亡者遺族アンケート（認定時、回収数 48／認定者数 172）
- エ. 施行前死亡者遺族アンケート（認定時、回収数 7／認定者数 12）

（資料編 P72_石綿 10 被認定者等アンケート概要（令和元年度））

(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の効果的な周知

① 効果が高い広報媒体の選択、全国規模の広報

これまでの広報実績から、無料電話相談の導入経路や被認定者等の制度認知経路として広報効果の高かったテレビ、新聞に令和元年度はインターネットを加えて、予算を重点的に配分し、テレビCM、新聞広告及びWeb広告等による広報を行った。

ア. テレビCM（1/18～1/31）

全国 地上波 32局

イ. 新聞（2月）

全国紙、ブロック紙及び地方紙

ウ. 新聞折り込み（3月）

愛媛県及び長崎県の一部の地域において、新聞折り込みを実施した。

エ. Web広告（2/20～3/20）

患者世代（60代以上）及びその家族世代及び中皮腫死亡者等の多いエリアにターゲットを絞って配信した。

オ. 薬局を利用した広報（2月）

令和元年度の新たな取組として、全国の保険薬局にポスターを発送し、救済制度の周知を図った。



<Web広告特設ページ>

(資料編 P74_石綿 11 主な広報実績 (令和元年度))

カ. ホームページでの情報提供

機構ホームページのアスベスト(石綿)健康被害の救済サイトにおいて、制度の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を行った。

(資料編 P77_石綿 12 ホームページアクセス数 (令和元年度))

キ. 環境展における広報

次の環境展においてテレビCMと同内容の動画を放映し、来場者に対する救済制度の周知を図った。

- ・ 第 12 回川崎国際環境技術展 (11/13、14 カルッツかわさき)
- ・ エコプロ 2019 (12/5~7 東京ビッグサイト)

② 救済制度に関する相談への的確な対応

i) 制度等に関する相談等

一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。

- ア. 窓口相談件数 54 件 (平成 30 年度 52 件)
- イ. 無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル) 5,629 件 (平成 30 年度 6,183 件)

(資料編 P78_石綿 13 窓口相談・無料電話相談件数 (令和元年度))

ii) 住民説明・相談会等

ア. さいたま市

市主催の住民に対する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」において、石綿関連疾患や救済制度の説明、相談会を行った。(11/21 午前・午後、11/22 午前・午後開催、参加者計 27 名)

イ. 奈良県

県主催の住民に対する「アスベストに関する説明会」において、石綿関連疾患や救済制度の説明、相談会を行った。(11/20 開催、参加者 18 名)

③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限 (令和 4 年 3 月 27 日) の周知

中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求期限の周知を次のとおり行った。

- ・ 保健所担当者等説明会、地方公共団体主催研修会における周知 (14 回)
- ・ 新聞広告による周知 (7 回)
- ・ Web 広告による周知 (2/20~3/20)

④ 医療関係者等への救済制度の周知

i) 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力

- ア. 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会において救済制度のパンフレットを配布した。(12月)
- イ. 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修(東京:8月、兵庫:10月、福岡:10月)において、救済制度のパンフレットを配布した。
- ウ. 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を掲載した。

ii) 「石綿による肺がん」の重点的な周知

石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、石綿による肺がん周知のチラシを医療機関に配布(1,837か所)するとともに、学会における医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。

iii) 医療関係者等を対象とするWeb広告

- ア. 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」利用者を対象とした動画広告により呼吸器専門医、看護師、医療ソーシャルワーカー等に対する救済制度の周知を行った。(2/20~3/20)
- イ. インターネット広告を利用した画像広告により呼吸器専門医、看護師、医療ソーシャルワーカー等に対する救済制度の周知を行った。(2/20~3/20)

iv) 医療専門誌への広告等掲載

- ア. 医師向けの専門誌「画像診断」に制度に関する広告を掲載した。(10月、1月)
- イ. 看護師向けの専門誌「ナーシング」に制度に関する広告等を掲載した。(1月、2月)

⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供

中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を機構のホームページを通じて総合的に提供するため、平成30年度に作成したポータルサイトの運用を開始した。また、パンフレット等へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チラシの作成・配布等により周知を図った。

(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表

① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等

i) 保健所説明会((A)②i)と同)

保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国7ブロックと、県単独での開催の要望があった4県において、保健所説明会を開催した。

保健所説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続について、労働局から労災保険制度について、また、専門医から石綿関連疾患について説明を行った。

ii) 地方公共団体研修会((A)②ii)と同)

地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共

団体担当者を対象とし、顧問医師等の専門医より医学的講演を、機構職員より制度等の説明を行い、石綿関連疾患及び救済制度の周知を図った。(3県)

- ② 申請・請求の受付及び認定の状況(月次・年次)の集計・公表
毎月及び年度の最新情報をホームページ上で公表した。

- ③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表
申請・認定の状況、救済給付の支給状況等を取りまとめた石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料を作成し、ホームページ上で公表した。(9月)

- ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表
救済制度における申請時に提出のあった任意のアンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。
集計が完了した過年度分については「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。(3月)

(E) 医療従事者等への効果的な情報提供

- ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布

平成30年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関1,822病院を含む1,837病院のほか、保健所518か所、地方公共団体154か所、環境省地方環境事務所11か所の計2,520か所に対して、医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。(8月)

- ② 学会等におけるセミナーの開催

i) 学会におけるセミナーの開催

医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知のため、学会セミナーを12回開催した。

ii) 医師会主催研修会

地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。(1/30開催、1回)

(資料編 P79_石綿14 学会等におけるセミナー実績(令和元年度))

iii) 学会等における情報提供

指定疾病の診断等に関わる医師等を対象とする中皮腫細胞診研究会セミナーにおいて、医師、医療機関向け手引等を提供した。(1回)

iv) 石綿関連疾患診断技術研修における情報提供

呼吸器内科医師や産業医等を対象として独立行政法人労働者健康安全機構が行う石綿関連疾患診断技術研修において、医師、医療機関向け手引等を提供した。(計41回)

③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業

医学的判定に係る資料に関する留意事項（平成 18 年 6 月 6 日 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定）を踏まえ、認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得て以下の事業を実施し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元した。

i) 中皮腫細胞診実習研修会の開催

医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に関西地区で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。

なお、2月に関東地区においても実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。

・関西地区：大阪 細胞検査士等 40 名参加（7/27）

ii) 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として、医療機関（13 機関）が参加する石綿小体計測精度管理事業を実施した。

なお、3月に第2回検討会を開催して計測結果に関する誤差等について検討する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。

・第1回検討委員会（7/6）

令和元年度の計測精度管理に用いる標本や回付スケジュール等について検討した。

(F) 個人情報管理等の対策

① 申請書類等の管理を厳格化、職員研修の実施等

i) 個人情報の保護等

石綿健康被害救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、以下の取組を行った。

ア. 過去の個人情報の漏えい事案に関する情報の集約化と共有

過去のインシデント情報を集約化して部内で共有し、再発防止を図った。

イ. ヒヤリハット事例の集約化

インシデントには至らないヒヤリハット事例を収集・共有するために、機構のイントラネットに掲載し、石綿救済部職員のみならず機構の役職員全体で共有、活用している。なお、平成 28 年以降延べ 63 件の事例が収集された。

収集した事例については、それぞれの類型に応じた対策を検討した上で、適宜実施してきており、2月には対策事例集を作成し、令和2年度早々に職員に共有する。

ウ. 職員研修

個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、総務部が行う研修に加え、石綿健康被害救済部独自に、部に所属する全職員（派遣職員等を含む。）を対象に、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に対する意識の向上を図るための研修を実施した（参加率 100%）。（5月）

エ. 専門研修

情報セキュリティ対策の最新情報等の知識を得るため、情報システムセキュリティ担当者等の職員3名が地方公共団体情報システム機構主催の「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修」に参加した。(11月)

② 情報セキュリティの確保、認定・給付システムの利活用等

毎月、各課のシステム担当者等による定例会を開催し情報共有を図るなど、情報セキュリティの確保を図るとともに、認定・給付システムの安定的な運用に取り組んだ。また、システムを活用して、毎月、審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。

③ より一層の業務効率化を図るための検討

救済給付への受付件数の増加傾向が続く中、令和元年度より始まる第4期中期目標及び中期計画においては、「療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持する」及び「石綿健康被害者の増加を想定して業務の効率化及び見直しを行う」こととされている。

他方で、時間外労働の短縮など、働き方改革への対応が求められており、限られた人員体制で業務をより効率的及び合理的に実施する必要があること等を踏まえ、令和元年度より、石綿救済業務について、より一層の業務効率化を図るための検討を開始した。令和元年度の主な取組と活動は以下のとおり。

i) 業務効率化チームの取組及び活動

ア. 検討体制の整備(部内横断的な業務効率化チームの立ち上げ)

イ. 業務効率化のための業務内容のピックアップ(法令や内部規程の改正が必要なものから実務上の工夫で対応が可能なものまで、各課からの業務効率化案の集約)

ウ. 業務効率化チームでの案件の整理・検討、情報収集(重複案件の整理、他事例の調査、AI関連のイベントへの参加、企業へのヒアリング等)

ii) 令和元年度に着手した主な取組事例

ア. 医療関係者への新たな効率的なアプローチ手法の検討を行い、令和2年2月に全国の薬局(56,498件)へポスター(A4版/A3版)を配布した。

イ. 業務の効率化を図るため、報告書の印刷業務等について、調達の集約化を図った。

④ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理等

石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行い、基金の管理状況をホームページにおいて7月に公表した。

(2) 納付義務者からの徴収業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○ 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施していることから自己評価をBとした。

<課題と対応>

○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
納付義務者からの徴収率	第3期中期 目標期間実 績：100%	第3期中期 目標期間実 績：100%	100%				

○その他の指標

—

○評価の視点

・徴収すべき額を確実に徴収しているか。

■項目別の主要な業務実績

① 特別事業主からの特別拠出金の徴収

特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち2事業主からの延納申請（4期に分納）を受け付けた。全納分及び延納分の徴収すべき全額を徴収した。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

【令和元年度の概況】

環境政策貢献型の競争的資金である環境研究総合推進費に係る業務が平成 28 年より順次環境省から機構へと移管された。移管後は、研究資金の利便性の向上、手続きの簡素化、合理化を図るとともに、研究機関との契約の早期締結などの制度改革及び運用改善を行い、研究者の視点に立った使いやすいルールへ見直しを行ってきた。

令和元年度においては、終了研究課題の事後評価の上位 2 段階の比率が 86%となり、目標を上回る高い評価を得た。また、中間・事後評価について、客観性・定量性を高めた新しい評価方法を立案した。新規課題の公募においては、技術開発の社会実装を目指した「技術実証型」や「若手枠」の課題等を重点的に公募したところ、328 件の申請があり、第 3 期中期目標期間 5 年間の実績平均値を 25%以上上回った。

また、「人づくり」の取組として、若手研究者に研究マネジメント講習やプログラムオフィサーからの積極的な助言を行い、若手研究者の育成の支援を図った。

今後は、新しい評価方法の活用や研究者に対する助言・支援の充実等により、効率的な研究の推進と研究成果の最大化を図る。また、研究成果の普及推進や国民への情報発信の強化、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

（1）研究管理

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

○終了研究課題の事後評価において、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を獲得
平成 30 年度に終了した 53 課題の事後評価を行ったところ、上位 2 段階（S、A 評価）の課題の比率は、第 4 期中期計画に掲げる目標を 16 ポイント上回る高い評価を得ることができた。（対中期計画目標値 123%）

○客観性・定量性を高めた新評価方法の立案

客観性・定量性を高めた評価基準による新評価方法は、他の競争的資金制度でも導入実績はなく、非常に困難が予想されたことから、事前に有識者から意見を聴取するなど、議論を前倒しで進め、その意見等を踏まえて、客観性、定量性を高めた評価方法への見直しを行い、併せて、評価要領の改定や研究目標の作成要領を作成し、令和 2 年度中間評価から試行する新評価方法を立案することができた。

○研究費の適正執行と研究不正の防止の取組の強化

事務処理説明会において推進費の使用ルール徹底と論文不正に係る研究公正の研修を行った。また、計画的な会計実地検査の実施と検査対象を分担者機関にも拡大するなど、適正執行と不正防止の取組みを強化した。

上記の通り、本項目は、研究成果の社会実装を見据えた、研究成果の最大化を図ることが求められる重要な業務である。終了研究課題の事後評価において、中期計画の目標を大きく上回ることができたこと、さらには、客観性、定量性を高めた新しい評価方法を立案し、研究成果の最大化に向けて研究が一層推進されるような仕組みを構築することができたことは高く評価できる。以上により自己評価をAとした。

<課題と対応>

○新評価方法の適正運用

令和2年度中間評価から試行する客観性、定量性を高めた新評価方法の試行的取組みを通し、新評価方法を運用していく上での課題を整理するなど、PDCAサイクルを回して、評価制度の充実に努めていく。

○研究成果の最大化に向けた研究管理等の支援の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため移動を控えることが求められているため、今後、研究進捗の遅れや研究者間での連携がうまく出来ない場合が生じるなどの影響が懸念される。ウェブ会議等を活用してプログラム・オフィサー（PO）がキックオフ（KO）会合・アドバイザリーボード（AD）会合に出席し研究の進め方に関する助言・指導等を行うとともに、研究機関・研究者の状況を踏まえ研究成果報告書の提出期限の延長を認めるなどの柔軟な対応を検討する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：62%	86%				
<関連した指標>							
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	—	平成29年度実績：18件	38件				
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	—	平成29年度実績：2件	8件				
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成29年度委員会出席実績：無し	3回				
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成29年度実績：全課題参加	全課題参加				
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	—	平成29年度実績：1回	1回				
一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	—	平成29年度実績：無し	1回				
研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成29年度実績：2回	1回				
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成29年度実績：50課題	56課題				

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度 70%以上を確保

平成 30 年度に終了した 53 課題について書面による事後評価を行ったところ、全ての課題が S~B-となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、86%（46/53 課題）となり、第 4 期中期計画に掲げる目標を 16 ポイント上回る高い評価を得た。（対中期計画目標値 123%）。

表 1 平成 30 年度終了課題（令和元年度事後評価結果）の評点分布

評価結果	統合	気候変動	資源循環	自然共生	安全確保	S-12	S-13	総計
S						1		1
S-						1		1
A+	1		3	3		1	3	11
A	3	4	1	1	3	1	2	15
A-	2	2	3	1	9	1		18
B+			3		1		1	5
B			1					1
B-	1							1
総計	7	6	11	5	13	5	6	53

※S-12、S-13 は戦略的研究開発プロジェクト（I）研究

① 客観性・定量性を高めた評価方法への見直し

研究開発分野ごとの特性に応じて、具体的かつ明確で達成状況を判定しやすい研究目標を設定し、自己点検結果等も活用したうえで、研究目標の達成状況等を点数化して評価することにより定量性を高め、さらに統計的な基準化処理等による客観性を向上させる評価方法を立案した。令和 2 年度の間接評価から新評価方法を試行する。

② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実

新規に採択された研究課題について、KO会合を開催するとともに、継続課題を含めた全ての研究課題について、原則として年 1 回以上、AD会合を研究代表者が開催して、学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、POによる研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。

なお、機構職員も研究管理業務の能力向上のためKO会合やAD会合に出席することで専門性やスキルの向上に努めた。

③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施

令和元年度実施課題のうち、中間年度にあたる 47 課題についてヒアリングによる中間評価を行った。全ての課題が S~B 評価となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、95.7%（45/47 課題）であった（平成 30 年度は 89.6%）。

5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）以下の評価を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。

表2 令和元年度中間評価結果の評点分布

評価結果	統合	気候変動	資源循環	自然共生	安全確保	S II-1	S II-2	S II-3	合計
S ⁻									
A ⁺		1		1		1	2	1	6
A	2	5	5	6	6	1	2	3	30
A ⁻	2	2	3			2			9
B ⁺	1			1					2
B									
合計	5	8	8	8	6	4	4	4	47

※S II-1、S II-2、S II-3は戦略的研究開発プロジェクト（II）研究

(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施

① 政策検討状況の情報提供、助言等

KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。

また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、POが助言するなど進捗状況のフォローアップを行った。

② 知的財産出願数件数の把握

機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和元年度に研究機関から出願された知財財産出願数は8件であった。

③ 研究成果の社会実装を見据えた研究管理

環境省が開催する追跡評価委員会に参画し研究成果の活用状況等を把握した。

また、他の競争的資金制度の事例を参考にして、令和2年度新規公募において、技術開発の成果の社会実装を進めるための技術実証型の区分を設けるなど、今後の公募や研究管理に活用した。

第1回 令和元年7月14日

第2回 令和元年10月3日

第3回 令和2年2月26日

④ POによる研究支援の充実等

POの研究管理における役割強化に向けて、POの標準的な業務内容の整理に着手した。

また、機構・PD・POの3者による定例会を毎週開催し、連携を図りながら研究管理の充実に努めた。

研究情報管理システム（ESS）を活用した研究管理を効果的、効率的に行うため、令和元年度は、研究情報管理システム（ESS）と論文検索システム「Scopus」の連動システムを構築した。令和2年度より推進費として実施した研究成果の学術論文の調査や研究者の過去の実績を調査・確認するために活用する。

(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進

① 研究成果の普及

令和元年9月13日に名古屋大学（参加者：30名）において環境科学学会年会の協力を得て、推進費で実施中の気候変動領域における研究課題を中心に発表会を行った。

また、平成30年度終了課題の研究成果を環境政策へ活用するため、環境省が推薦した課題については、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省の担当課室に環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。



研究成果発表会チラシ



研究成果発表会（環境科学学会会場）

② 「国民との科学技術の対話」の支援

各研究課題が実施する「国民との科学技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（実績38件）。

③ 機構による国民対話の推進及び情報発信

ア 推進費広報ツール「2019年版 推進費パンフレット」の作成（6,500部）

推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめたパンフレットを製作し、各種イベントで活用した。

イ 環境イベント「エコプロ2019」への出展と研究成果発表

国内最大級の環境分野に関するイベントである「エコプロ2019」へ出展し、台風の最新シミュレーションや太陽光パネルのリサイクルなど関心が高そうな4課題についてサイエンスカフェを開催するとともに16課題のパネル展示を行い、推進費の研究成果について自治体や企業を含む一般の国民に広く情報発信した。

※地球環境基金部と合同ブースで出展

ウ 放送大学BS放送による情報発信

平成30年度に放送大学と共同制作した推進費研究成果の番組コンテンツ「SDGsの地

域実装に関する研究」(*)を放送大学BSチャンネルで年間を通して(10回)放送するとともに、「YouTube」(アクセス数:約1,825回)でも情報発信した。

※研究課題名:「ポスト2015年開発アジェンダの地域実装に関する研究」(研究代表者:法政大学・川久保准教授)

(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組を行う

① 使用ルールの周知徹底

研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、平成31年4月11日に新規採択課題の研究者及び事務担当者向けの事務処理説明会を開催した。継続課題の研究者及び事務担当者向けの事務処理説明会については、従来3月に実施していたが参加者の業務の繁忙時期であること等を勘案し令和2年4月に開催する予定とした。(新型コロナウイルス感染症対策のため延期した。)

② 実地検査の実施

研究機関における適正な研究費執行の確認と指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を計画的に行うこととし、令和元年度実施課題すべてについて、研究期間中に最低1回は行えるよう令和3年度までの実地検査計画を策定した。

なお、令和元年度は、56課題64件の実地検査を実施している。また、新たに令和元年度より研究代表者のほか、共同実施契約を締結している研究分担者についても検査対象として実地検査を実施している。

令和元年度会計実地検査の結果、架空請求や不適切な行為などの不正な会計処理は確認されなかった。なお、一部の機関に対し明解な根拠資料を整理しておくように指導した。

表3 実地検査計画

年度	実地検査計画
令和元年度	56課題(課題数には、補助金5件を含む)
令和2年度	59課題(課題数には、補助金2件を含む)
令和3年度	59課題(課題数には、補助金1件を含む)

(2) 公募、審査・評価及び配分事務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

○新規課題公募において、技術開発の社会実装を推進するための仕組みの充実、第3期中期目標期間5年間の実績平均値を25%以上上回る申請件数の獲得

令和2年度新規課題の公募において、技術開発の社会実装を推進するための仕組みを充実させるため、技術開発課題の実証・実用化フェーズの公募区分の新規設定や次世代事業の対象を全領域に拡大するなどの見直しを行い、また公募説明会等の広報も充実して公募を行った結果、目標を25%以上上回り、機構への業務移管後、最も多い328件の申請を得ることができた。

○若手研究者の活躍の促進と育成支援の充実

革新型研究開発（若手枠）は、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、公募説明会等において若手枠を積極的に広報することで平成30年度を大幅に上回る53件の申請があり、目標を66%上回る申請を得ることができた。また若手研究者を対象にPOによる研究マネジメント講習、「半期報」によるPOの指導・支援、サイトビジットの実施など育成支援の充実を図った。

上記のとおり、本項目は、申請件数を確保して研究レベルを維持することや研究成果を社会実装に繋げることなどが求められる重要な業務である。新規課題の公募において、中期計画に掲げる基準値を大きく上回ったことは高く評価できる。以上により自己評価をAとした。

<課題と対応>

○環境研究の推進

令和2年度新規課題公募では中期計画を大幅に上回る多くの申請件数を確保し、一定の研究レベルを確保することができた。今後は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための移動制約等が申請件数の確保、ひいては研究の質の向上に影響を及ぼすことが懸念される。しかしながら、環境行政貢献型の競争的資金として、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」を踏まえより行政ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、公募時の案内手法の工夫などにより、できる限り応募される研究の質の向上を図る。

また、引き続き革新型研究開発（若手枠）について一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。

○審査・評価における研究データベースの活用

新規課題公募、中間・事後評価において「研究情報管理システム（ESS）」の研究データベースの情報を活用した審査方法の導入についてシステム改修を含め検討を行う。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第3期中期目標期間中5年間の水準以上を確保	—	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年	328				
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32件以上/年	業務移管前2年間の実績平均値：27件/年	53				
<関連した指標>							
外部有識者委員会の開催回数	—	平成29年度実績：3回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年	委員会3回/研究部会11回（領域毎の研究部会各2回/年）※				
新規課題説明会の開催回数	—	平成30年度採択案件に係る実績：1回/年	1回				
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	—	平成30年度実績：平成30年5月31日	5/31				

※各3回/年を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策により延期したため各2回/年となったもの。

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

- (A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数（実績平均値：261件以上）の水準以上を確保
令和元年9月27日から11月1日まで、令和2年度新規課題の公募をした結果、328件（戦略的研究プロジェクトを除く）の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値（261件）を25.7%上回る増加となった。

表4 公募区分別の申請件数

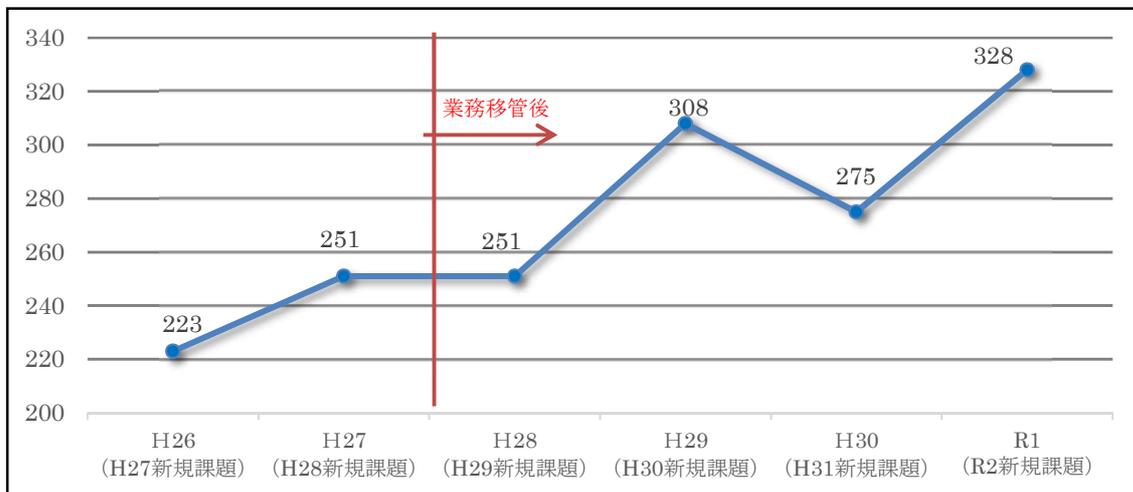
	問対+若手+戦略FS+次世代						戦略的 研究開発	合計
	環境問題 対応型	環境問題 対応型 (技術実 証型)	革新型 (若手枠)	課題調査型 (戦略FS)	次世 代	小計		
令和2	172	93	53	7	3	328	31	359
平成31	235	—	35	3	2	275	14	289
平成30	260	—	47	0	1	308	44	352

表5 領域別の申請件数

	① 統合	②気候変動	③資源循環	④自然共生	⑤安全確保	合計
令和2	83【1】	57	63【1】	59	66【1】	328
平成31	60	46	58【2】	52	59	275
平成30	53	57	73【1】	57	68	308

※【 】は次世代事業

(図1) 過去の申請件数 (H27 新規課題～R2 新規課題)



① 効果的な広報展開

今年度の公募説明会については、公募受付前後に研究者向けに開催する説明会に加え、公募受付の約2ヶ月前に、大学等において研究推進支援を担うURA（ユニバースティ・リサーチ・アドミニストレーター）等向けに説明会を2会場で開催した。

公募の広報ツールとして、ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。また、日本土壌肥料学会、大気環境学会にブース出展するとともに、環境新聞（令和元年9月25日掲載）に広告を掲載するなど

効果的に広報展開した。

(資料編 P80_推進 1 環境研究総合推進費 令和 2 年度新規課題公募要領 (抜粋版))

表 6 公募説明会開催実績

	実施会場	実施日	参加者数
1	関西大学	令和元年 8 月 23 日 (金)	23
2	機構東京事務所	令和元年 8 月 28 日 (水)	53
3	早稲田大学	令和元年 9 月 26 日 (木)	51
4	京都大学	令和元年 9 月 27 日 (月)	27
5	九州大学	令和元年 9 月 30 日 (月)	21
6	広島大学	令和元年 10 月 1 日 (火)	20
7	名古屋大学	令和元年 10 月 1 日 (火)	20
8	関西大学	令和元年 10 月 2 日 (水)	21
9	国立環境研究所	令和元年 10 月 4 日 (金)	58
10	東北大学	令和元年 10 月 10 日 (木)	15
11	北海道大学	令和元年 10 月 11 日 (金)	16
12	東京工業大学	令和元年 10 月 11 日 (金)	15
	合計		341



公募チラシ



公募説明会 (早稲田大学会場)



環境新聞広告掲載

② 広報の早期化

ア 第 1 回 環境研究推進委員会 (7 月 17 日開催) において、公募の基本方針が決定した直後の 7 月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。

イ 国際共同研究推進のための「環境研究の国際展開推進に向けて」セミナー開催

平成 30 年度に実施した環境研究分野における海外の資金提供機関 (FA) や研究機関の動向に関する調査報告、国際的な研究政策に関する調査研究者や国際的共同研究を実践す

る研究者、FAによる発表及びパネルディスカッションを通して、環境研究の国際展開を推進するためのセミナーを令和元年12月6日に開催した。

(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年確保

革新型研究開発（若手枠）は、平成30年度の申請を大幅に上回る53件（表4参照）の申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を66%上回る増加となった。

① 若手研究者による研究採択枠の確保

若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については、第3期中期目標期間の採択枠（H30～H31 新規課題の平均）を上回る採択枠を確保して公募した。

また、公募2か月前に開催した公募説明会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスを含めて実施した。

② 若手研究者の育成支援

新規採択課題事務処理説明会（4月11日開催）において、若手研究者の育成を図るため、POによる研究計画の作成や研究マネジメント等の講習を実施した。また、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート（半期報）で報告された研究実施上の課題や問題点などについてPOが指導・支援するとともに、必要に応じて、サイトビジットを行った。

(C) 透明で公正な審査・評価の実施

① 環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営

新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を3回開催するとともに、新規課題公募・中間評価のヒアリング審査、終了課題の成果報告会を行うため、各研究部会を11回開催し、業務を適切に運営した。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月に予定していた終了課題成果報告会（6回）は開催を中止した。

表7 環境研究推進委員会及び各研究部会の開催状況

		開催日	主な議題
環境研究 推進委員会	第1回	7/17	令和2年度新規課題の公募方針の審議
	第2回	9/18	令和2年度新規課題の公募要領の審議 中間・事後評価結果の審議
	第3回	2/21	令和2年度新規課題公募採択課題の審議
研究部会	5部会	1/14～15, 23～24, 27～28, 29～30, 2/5～6	新規課題公募の2次審査 (ヒアリング)
	S-18	1/16	
	5部会	7/23, 24, 29, 31, 8/6	中間評価ヒアリング
	5部会	3/3, 4, 11, 12, 13	終了課題成果報告会（中止）

	S-14	3/13	
--	------	------	--

5 部会（統合、気候変動、資源循環、自然共生、安全確保）

② 公正な審査・評価の実施

ア 技術開発の実証、実用化フェーズ課題の評価方法の設定

令和2年度新規課題公募において、研究成果がより効果的に社会実装に結びつくように、環境問題対応（技術実証型）及び次世代事業に「技術実証・実用化事業」の区分を企画委員会の方針を踏まえて新たに設けた。これらの区分の評価については、従来の評価の観点とは異なることから、技術開発の先導性、発展性、実用性などを評価する基準を作成するとともに、研究成果の実用化・事業化の見通しなどの有効性の観点に重みをおいた評価方法とした。

イ 利害関係者の対象（過去への遡及）についての再整理

現行の利害関係者の基準において、評価委員が研究代表者または研究分担者と直接の上司・部下の関係にある場合については、利害関係に該当するとして当該課題の評価に参画できないこととしているが、過去に上司・部下の関係にあった場合の対応が不明瞭であることから、過去3年間に遡って適用すること、また他の競争的資金制度を参考にして、過去3年間に緊密な共同研究を行った者について、利害関係者に該当する旨の規定を設けた。

ウ 「研究情報管理システム（ESS）」の研究データベースの活用

新規課題公募の2次審査において、「研究情報管理システム（ESS）」のデータを活用して、推進費における研究者の過去の申請や採択状況等の情報を提供する取組みを試行した。

エ 令和2年度新規課題の審査

ア) 第一次審査

プレ審査を通過した359課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、戦略プロジェクト31課題、環境問題対応型・革新型（若手枠）、課題調査型研究113課題を選定した。この第一次審査において、研究成果が環境行政に資するよう、環境省の担当課室が推薦する研究課題を加点した。

また、重点的に公募したテーマである地域レベルの気候変動適応課題、環境問題対応型（技術実証型）の課題、次世代事業については、一定以上の採択数が確保されるよう措置した。

イ) 第二次審査

第一次審査を通過した課題を対象に、各研究部会において、第二次審査（ヒアリング審査）を実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。

ウ) 採択課題の決定

「環境問題対応型研究」については、5つの研究領域の36課題を採択し、そのうち、特に提案を求めるテーマとして募集した「技術実証型」の課題については、5課題（総合2課題、資源循環2課題、自然共生1課題）、「地域レベルの気候変動適応課題」については、3課題（いずれも気候変動領域）を採択した。

「革新革新型研究開発（若手枠）」については、令和元年度新規課題の採択数と同程度の課題数を確保できるよう、あらかじめ予算枠を設けて公募を行い、5つの研究領域において15課題を採択し、「次世代事業」は総合領域で1課題、資源循環領域で1課題を採択した。

戦略プロジェクトについては、「戦略的研究開発（Ⅰ）」1プロジェクト（19課題）、「戦略的研究開発（Ⅱ）」2プロジェクト（各6課題）を採択した

今回の採択では、平成30年度採択数（59課題）とほぼ同数の55課題の採択を行ったが、申請件数が大幅に伸びたため、採択率が下がる結果となった

（資料編 P85_推進2 環境研究総合推進費 令和2年度新規採択研究課題）

表8 公募区分別の採択件数

公募区分		応募課題数	採択課題数
推進費 〔委託費〕	(1) 環境問題対応型研究	173 課題	36 課題
	(2) 革新型研究開発（若手枠）	53 課題	15 課題
	(3) 課題調査型研究	7 課題	2 課題
	(4) 戦略的研究開発（Ⅰ）	1 プロジェクト （19 課題）	1 プロジェクト （19 課題）
	(5) 戦略的研究開発（Ⅱ）	2 プロジェクト （12 課題）	2 プロジェクト （12 課題）
推進費 〔補助金〕	(6) 次世代事業（補助率 1/2）	3 課題	2 課題

表 9 新規課題の採択率 ※採択率：新規採択件数/新規申請件数

	平成 29	平成 30	平成 31/ 令和元	令和 2
採択率	21.9%	11.4%	21.5%	16.8%
うち、環境問題対応型 次世代事業	22.2%	9.6%	18.3%	13.1%
うち、革新型（若手枠）	20.0%	21.3%	42.9%	28.3%

(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

① 予算の弾力的執行と利便性の向上

研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって利便性がよくなるよう、同一のサブテーマにおいて、研究分担者が複数の研究機関から参画できるよう見直した。また、新規に採択された課題を対象とした事務処理説明会を平成 31 年 4 月 11 日（参加者 124 名）に実施し、研究の進め方や研究費使用ルールの周知徹底を図った。

② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行

研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとし、新規契約課題については、平成 31 年 4 月 1 日から研究費の執行を可能とする契約書等を令和元年 5 月 31 日までに発送した。

なお、継続契約課題については令和元年 5 月 31 日までに、新規契約課題についても令和元年 7 月 31 日までに研究費資金を配分し、研究代表者の所属研究機関等に対し支払を完了した。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【令和元年度の概況】

(1) 経費の効率化

これまで効率的な執行に努め削減目標を上回る水準を達成してきた。

令和元年度においては、各種経費の縮減等を図るなど効率的な執行に努め第4期中期計画の削減目標を達成しうる単年度当たりの削減水準を達成した。

今後も第4期中期計画の削減目標を達成するよう引き続き削減を行っていく。

(2) 給与水準等の適正化

給与水準については、平成16年の設立以降、各種取組により低減傾向にあり、総務省のガイドライン等に基づき毎年適切に公表してきた。

今後も引き続き、妥当な給与水準となるよう取り組むとともに、適切に公表していく。

(3) 調達合理化

調達における競争性を高め、公正性を確保するため、各年度において調達等合理化計画を策定し、適切に実施してきた。

令和元年度においても、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野等を定めた調達等合理化計画を策定するとともに、契約手続審査委員会による事前審査及び契約監視委員会による事後検証を行い、契約手続きの公正性・透明性を確保し、調達の合理化を推進した。

これまでの取組を踏まえ、PDCAサイクルにより、引き続き調達の合理化を推進していく。

(1) 経費の効率化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○ 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

① 一般管理費

i) 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲17.1%となり、目標を上回る水準を達成した。

ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費

i) 業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲12.2%（公健▲21.0%、石綿▲14.0%、研究▲11.2%、基金▲8.7%）となり、目標を上回る水準を達成した。

ii) 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

<課題と対応>

- 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。

<主要な経年データ>

- 主な定量的指標

① 一般管理費の効率化

(単位：千円、%)

区分	平成 30 年度 (中期計画) A	令和元年度 (年度計画)	
		B	中期計画比 (B/A)
共通	89,696	計画予算	88,238 ▲1.625
		実績	(84.2) 74,336 ▲17.1

(注 1) B 欄の上段 () 書きは計画予算に対する執行率である。

(注 2) 上記は効率化対象経費のみである。

② 業務経費の効率化

(単位：千円、%)

区分	平成 30 年度 (中期計画) A	令和元年度 (年度計画)	
		B	中期計画比 (B/A)
公健勘定	303,163	計画予算	300,131 ▲1.0
		実績	(79.8) 239,401 ▲21.0
石綿勘定	218,144	計画予算	215,963 ▲1.0
		実績	(86.9) 187,575 ▲14.0

研究勘定	240,521	計画予算	231,054	▲3.9
		実績	(92.5) 213,702	▲11.2
基金勘定	787,923	計画予算	780,044	▲1.0
		実績	(92.3) 719,666	▲8.7
合計	1,549,751	計画予算	1,527,192	▲1.5
		実績	(89.1) 1,360,344	▲12.2

(注1) B欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(注2) 上記は効率化対象経費のみである。

○その他の指標

—

○評価の視点

- ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。
- ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

① 一般管理費

一般管理費（令和元年度計画予算額→令和元年度実績額）：▲14百万円

(88百万円→74百万円)

i) 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%：単年度当たりの削減水準▲1.625%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和元年度予算（88百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和元年度実績額（74百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲17.1%となり、目標を上回る水準を達成した。

ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費

業務経費（令和元年度計画予算額→令和元年度実績額）：▲167百万円

(1,527百万円→1,360百万円)

i) 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲5%：単年度当たりの削減水準▲1%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和元年度予算を作成した。

その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲12.2%（公健▲21.0%、石綿▲14.0%、研究▲11.2%、基金▲8.7%）となり、目標を上回る水準を達成した。

ii) 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

（資料編 P89_共通 1 予算と決算の対比、経費削減及び効率化目標との関係）

(2) 給与水準等の適正化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。
- 給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。

<課題と対応>

引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
対国家公務員指数(年齢・ 地域・学歴勘案)	—	—	令和元年 6月末公 表値： 105.9				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・ 給与水準が適正かどうか。
- ・ 給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。

■項目別の主要な業務実績

給与水準及び検証結果については、6月28日に機構ホームページ上に公表した。対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.9(昨年度値105.9)であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。

(3) 調達合理化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○ 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。

① 調達の競争性・透明性の確保

令和元年度に締結した契約 44 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 8 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。

また、競争性のない随意契約 8 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会への事前説明を経て調達を行った。

② 調達等合理化の取組の推進

平成 31 年 4 月に契約監視委員会を開催し、平成 30 年度の契約の状況に係る報告及び「平成 30 年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和元年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和元年 5 月に策定・公表を行った。

また、令和元年度に締結した契約 44 件については、令和元年度調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。

<課題と対応>

○ 随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

<主要な経年データ>

○ 主な定量的指標

① 調達等合理化計画の実施状況

(単位：件、百万円)

	平成 30 年度		令和元年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	[3.4%] 1	[▲21.3%] ▲201
企画競争・公募	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	[100.0%] 3	[89.7%] 73

競争性のある 契約（小計）	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	[12.5%] 4	[▲12.5%] ▲128
競争性のない随 意契約	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	[▲38.5%] ▲5	[▲61.5%] ▲53
合 計	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	[▲2.2%] ▲1	[▲16.3%] ▲181

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増▲減欄の〔 〕書きは増▲減率である。

(注3) 競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、平成30年度から始まった環境研究総合推進費プログラムオフィサー8名のうち令和元年度で交代となった者が1名であったこと（委託業務契約（H30年度：8件、約40百万円→R1年度：1件、約5百万円）、汚染負荷量賦課金徴収・審査システム等の改修業務（約30百万円）が平成30年度限りの経費であったことが主な要因である。

② 一者応札・応募の状況

（単位：件、百万円）

		平成30年度	令和元年度	比較増▲減
2者以上	件数	31 (96.9%)	30 (83.3%)	▲1 [▲3.2%]
	金額	264 (25.7%)	715 (79.4%)	451 [170.6%]
1者	件数	1 (3.1%)	6 (16.7%)	5 [500.0%]
	金額	765 (74.3%)	186 (20.6%)	▲579 [▲75.7%]
合 計	件数	32 (100.0%)	36 (100.0%)	4 [12.5%]
	金額	1,029 (100.0%)	900 (100.0%)	▲128 [▲12.5%]

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増▲減欄の〔 〕書きは増▲減率である。

(注3) 一者応札・応募の6件は、一者応札3件及び参加意思確認型公募による一者応募3件であり、件数が増加した主な要因は、その特殊性から供給元が限定された案件が増加したことである。また、平成30年度と比較して金額が減少しているのは、平成30年度において複数年度契約（公害健康被害補償業務の徴収関連業務：約765百万円（6年））があったことが主な要因である。

○ その他の指標

—

○ 評価の視点

・調達の合理化

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。

■項目別の主要な業務実績

① 調達競争性・透明性の確保

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。

i) 随意契約の状況

令和元年度は契約件数44件、契約金額933百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた8件、33百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。

ii) 一者応札・応募に関する改善

一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。

(ア) 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。

(イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。

(ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。

② 調達等合理化の取組の推進

i) 随意契約に関する内部統制の確立

該当事案に係る審査の厳格化

令和元年度の競争性のない随意契約8件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。

ii) 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

a. 契約手続審査委員会による審査

契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下同じ。)において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会30回、分科会12回を開催し、計44案件の審査及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。

b. その他の審査等

- ・ 少額随契案件の審査

少額随契等（委員会等の審査対象外）は、平成 30 年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。

- ・ 1000 万円以上の予定価格の設定

1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。

- ・ 契約の公表

競争入札及び随意契約（少額随意契約を除く）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。

- (イ) 契約監視委員会による審査

令和元年度の競争性のない随意契約 8 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。

また、平成 31 年 4 月に開催した契約監視委員会において、平成 30 年度の契約の状況に係る報告及び「平成 30 年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「平成 31 年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。

- iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の現地検査を実施した。

（資料編 P90_共通 2 令和元年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）

第3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 財務運営の適正化

【令和元年度の概況】

①適切な予算、資金計画等の作成

これまで中期計画に基づいた年度計画予算等を作成し、適切に執行してきた。

令和元年度については、第4期中期計画に基づいた年度計画予算等を作成し、運営費交付金収益化の執行状況の把握など適正に管理・分析を行い、予算を適切に執行した。

今後も中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、適切に執行していく。

②適切な資金運用

日常において、保有する債券等のリスク管理を実施し、毎月、結果を資金管理委員会に対して報告した。なお、インシデントは発生していない。

運用対策としては、取得する「社債」について、環境負荷低減その他社会的課題の解決等の観点による取得基準を新規に規定する一方、メガバンクが発行する劣後債の取得や預金の引き合い機会の増大を図るなど、弾力的な運用を図った。

また、令和2年度以降における金利変動リスクに対応できるよう、柔軟な運用シミュレーションを行い、令和2年度の運用方針を策定した。

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

○ 令和元年度については、第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、年度中には予算執行状況を踏まえて年度計画予算等の変更を行った。

また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。

○ 社債の取得条件について経営理念に照らし、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等の観点による基準を新たに設けた。

○ 一方、資金運用環境が前年度に引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券の取得資金の拡大等を行ったことで前年度よりも普通預金残額の圧縮を図ることができた。

<課題と対応>

○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。

○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を含め、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用を行っていく。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・ 計画予算と実績について「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。
- ・ 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

①適切な予算、資金計画等の作成

i) 令和元年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 529 億円に比し実績額約 542 億円と+13 億円(+2.4%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 581 億円に比し実績額約 518 億円と▲62 億円(▲10.7%)となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	52,916	54,169	+1,253
支出	58,057	51,819	▲6,237

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	38,438	38,537	+99
支出	41,116	37,860	▲3,256

収入は、賦課金収入が予算に比し計画を上回ったため、+99 百万円となった。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における補償給付費の認定患者数が予算に比し計画を下回ったこと等から、▲3,256 百万円となった。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4,331	4,402	+71
支出	5,804	4,936	▲868

収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分を受け入れたことにより、+71 百万円となった。

支出については、救済給付費が予算に比し計画を下回ったこと等から、▲868 百万円となった。

【環境保全研究・技術開発勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,748	5,763	+15
支出	5,748	5,507	▲240

収入は、平成 30 年度の研究費の返還金を受け入れたことにより、+15 百万円となった。

支出については、予備費の令和 2 事業年度への留保等により、▲240 百万円となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	1,667	1,653	▲15
支出	5,106	3,277	▲1,829

収入は、PCB の民間出えん金受入が予算に比し計画を下回ったことにより、▲15 百万円となった。

支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、▲1,829 百万円となった。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	2,732	3,814	+1,082
支出	283	239	▲44

収入は、業務収入の正常債権以外の債権回収が増加したこと等から、+1,082 百万円となった。

支出については、仮差押保証金の支出が予定を下回ったこと等から、▲44 百万円となった。

令和元年度の計画額及び実績額

(1) 予算

① 総計	別表－ 1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－ 2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－ 3
④ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－ 4
⑤ 基金勘定	別表－ 5
⑥ 承継勘定	別表－ 6

(2) 収支計画

⑦ 総計	別表－ 7
⑧ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－ 8
⑨ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－ 9
⑩ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－ 1 0
⑪ 基金勘定	別表－ 1 1
⑫ 承継勘定	別表－ 1 2

(3) 資金計画

⑬ 総計	別表－ 1 3
⑭ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－ 1 4
⑮ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－ 1 5
⑯ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－ 1 6
⑰ 基金勘定	別表－ 1 7
⑱ 承継勘定	別表－ 1 8

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	7,120	7,120	-
国庫補助金	344	310	△ 34
その他の政府交付金	11,459	11,437	△ 23
業務収入	33,076	34,047	971
受託収入	5	5	△ 1
運用収入	801	804	3
その他収入	110	446	336
計	52,916	54,169	1,253
支出			
業務経費	56,883	50,870	△ 6,013
公害健康被害補償予防業務経費	40,855	37,604	△ 3,251
うち人件費	295	238	△ 56
石綿健康被害救済業務経費	5,489	4,629	△ 860
うち人件費	310	252	△ 58
環境保全研究・技術開発業務経費	5,408	5,373	△ 35
うち人件費	116	116	△ 1
基金業務経費	4,947	3,123	△ 1,825
うち人件費	140	113	△ 27
承継業務経費	184	142	△ 42
うち人件費	114	98	△ 16
受託経費	5	5	△ 1
一般管理費	968	945	△ 23
うち人件費	444	441	△ 3
予備費	200	-	△ 200
計	58,057	51,819	△ 6,237

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入									
運営費交付金	362	362	-	-	-	-	362	362	-
国庫補助金	41	31	△ 10	204	179	△ 24	244	210	△ 34
その他の政府交付金	7,279	7,276	△ 3	-	-	-	7,279	7,276	△ 3
業務収入	30,069	30,204	135	-	-	-	30,069	30,204	135
運用収入	-	-	-	483	480	△ 3	483	480	△ 3
その他収入	1	5	4	-	0	0	1	5	4
計	37,751	37,878	126	687	660	△ 27	38,438	38,537	99
支出									
業務経費	40,142	37,020	△ 3,121	713	583	△ 130	40,855	37,604	△ 3,251
公害健康被害補償予防業務経費	40,142	37,020	△ 3,121	713	583	△ 130	40,855	37,604	△ 3,251
うち人件費	198	143	△ 55	96	95	△ 1	295	238	△ 56
一般管理費	155	152	△ 3	107	105	△ 2	262	256	△ 5
うち人件費	73	73	△ 0	50	50	△ 0	123	123	△ 1
計	40,296	37,172	△ 3,124	820	688	△ 132	41,116	37,860	△ 3,256

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
その他の政府交付金	4,180	4,161	△ 19
業務収入	126	130	5
受託収入	5	5	△ 1
その他収入	20	106	86
計	4,331	4,402	71
支出			
業務経費	5,489	4,629	△ 860
石綿健康被害救済業務経費	5,489	4,629	△ 860
うち人件費	310	252	△ 58
受託経費	5	5	△ 1
一般管理費	309	302	△ 7
うち人件費	140	139	△ 1
計	5,804	4,936	△ 868

別表-4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	5,747	5,747	-
受託収入	0	0	△ 0
その他収入	-	15	15
計	5,748	5,763	15
支出			
業務経費	5,408	5,373	△ 35
環境保全研究・技術開発業務経費	5,408	5,373	△ 35
うち人件費	116	116	△ 1
受託経費	0	0	△ 0
一般管理費	139	135	△ 5
うち人件費	60	59	△ 1
予備費	200	-	△ 200
計	5,748	5,507	△ 240

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入												
運営費交付金	943	943	-	31	31	-	37	37	-	1,011	1,011	-
国庫補助金	-	-	-	100	100	-	-	-	-	100	100	-
業務収入	-	-	-	200	181	△ 20	-	-	-	200	181	△ 20
運用収入	75	80	5	-	-	-	243	244	1	318	324	6
その他収入	24	23	△ 1	15	15	△ 0	-	0	0	39	38	△ 1
計	1,041	1,046	5	346	326	△ 20	280	281	1	1,667	1,653	△ 15
支出												
業務経費	906	819	△ 87	3,167	1,954	△ 1,212	875	349	△ 526	4,947	3,123	△ 1,825
基金業務経費	906	819	△ 87	3,167	1,954	△ 1,212	875	349	△ 526	4,947	3,123	△ 1,825
うち人件費	112	91	△ 20	16	10	△ 6	12	11	△ 1	140	113	△ 27
一般管理費	128	125	△ 3	14	14	△ 0	16	15	△ 0	159	155	△ 4
うち人件費	61	60	△ 0	7	7	△ 0	7	7	△ 0	75	74	△ 0
計	1,034	944	△ 90	3,181	1,968	△ 1,212	890	364	△ 526	5,106	3,277	△ 1,829

別表-6

(承継勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
業務収入	2,681	3,532	851
その他収入	51	282	231
計	2,732	3,814	1,082
支出			
業務経費	184	142	△ 42
承継業務経費	184	142	△ 42
うち人件費	114	98	△ 16
一般管理費	99	97	△ 2
うち人件費	46	46	△ 0
計	283	239	△ 44

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度収支計画(総計)

別表-7

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	60,144	55,044	△ 5,100
経常費用	59,856	54,600	△ 5,256
公害健康被害補償予防業務経費	40,870	37,691	△ 3,178
石綿健康被害救済業務経費	5,547	4,706	△ 841
環境保全研究・技術開発業務経費	5,412	5,337	△ 75
基金業務経費	4,349	3,079	△ 1,270
承継業務経費	2,618	2,911	293
受託業務費	5	5	△ 1
一般管理費	980	751	△ 229
減価償却費	74	113	40
財務費用	1	1	1
雑損	-	5	5
臨時損失	288	444	156
収益の部	60,011	55,434	△ 4,576
経常収益	59,723	54,991	△ 4,732
運営費交付金収益	6,873	6,738	△ 135
国庫補助金収益	244	202	△ 42
その他の政府交付金収益	8,118	7,970	△ 148
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,987	4,188	△ 799
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,150	1,940	△ 1,210
業務収入	35,142	32,359	△ 2,783
受託収入	5	5	△ 1
運用収入	812	822	11
その他の収益	183	228	45
財務収益	157	250	93
雑益	51	288	237
臨時利益	288	444	156
純利益(△純損失)	△ 134	391	524
前中期目標期間繰越積立金取崩額	149	41	△ 108
総利益(△総損失)	15	431	416

別表-8

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	40,442	37,334	△ 3,108	832	701	△ 131	41,274	38,035	△ 3,239
経常費用	40,327	37,234	△ 3,093	832	701	△ 131	41,159	37,935	△ 3,224
公害健康被害補償予防業務経費	40,148	37,079	△ 3,070	721	613	△ 108	40,870	37,691	△ 3,178
補償業務費	40,148	37,079	△ 3,070	-	-	-	40,148	37,079	△ 3,070
予防業務費	-	-	-	721	613	△ 108	721	613	△ 108
一般管理費	151	119	△ 32	106	81	△ 25	258	201	△ 57
減価償却費	27	36	9	4	7	2	32	43	11
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	115	100	△ 16	-	-	-	115	100	△ 16
収益の部	40,437	37,316	△ 3,121	689	669	△ 20	41,126	37,985	△ 3,141
経常収益	40,321	37,216	△ 3,106	689	669	△ 20	41,011	37,885	△ 3,126
運営費交付金収益	350	314	△ 36	-	-	-	350	314	△ 36
国庫補助金収益	41	23	△ 17	204	179	△ 24	244	202	△ 42
その他の政府交付金収益	7,279	7,273	△ 7	-	-	-	7,279	7,273	△ 7
業務収入	32,618	29,555	△ 3,063	-	-	-	32,618	29,555	△ 3,063
資産見返負債戻入	16	19	3	-	-	-	16	19	3
賞与引当金見返に係る収益	11	9	△ 2	-	-	-	11	9	△ 2
退職給付引当金見返に係る収益	6	18	12	-	-	-	6	18	12
運用収入	-	-	-	486	490	4	486	490	4
財務収益	1	1	0	-	0	0	1	1	0
雑益	-	5	5	-	0	0	-	5	5
臨時利益	115	100	△ 16	-	-	-	115	100	△ 16
純利益(△純損失)	△ 6	△ 18	△ 13	△ 143	△ 32	111	△ 148	△ 50	98
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6	9	3	143	32	△ 111	149	41	△ 108
総利益(△総損失)	0	△ 9	△ 10	-	-	-	0	△ 9	△ 10

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,946	5,172	△ 774
経常費用	5,891	4,958	△ 933
石綿健康被害救済業務経費	5,547	4,706	△ 841
受託業務費	5	4	△ 1
一般管理費	329	230	△ 99
減価償却費	10	17	7
財務費用	0	1	0
臨時損失	55	214	159
収益の部	5,946	5,172	△ 774
経常収益	5,891	4,958	△ 933
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,987	4,188	△ 799
受託収入	5	4	△ 1
その他の政府交付金収益	839	697	△ 141
資産見返負債戻入	4	6	1
賞与引当金見返に係る収益	36	32	△ 4
退職給付引当金見返に係る収益	20	30	10
臨時利益	55	214	159
純利益(△純損失)	-	-	-
総利益(△総損失)	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,582	5,487	△ 95
経常費用	5,558	5,461	△ 97
環境保全研究・技術開発業務経費	5,412	5,337	△ 75
受託業務費	0	0	△ 0
一般管理費	139	101	△ 37
減価償却費	7	22	15
財務費用	0	0	0
臨時損失	24	26	2
収益の部	5,582	5,508	△ 74
経常収益	5,558	5,482	△ 76
運営費交付金収益	5,533	5,439	△ 94
受託収入	0	0	△ 0
資産見返負債戻入	6	19	13
賞与引当金見返に係る収益	14	13	△ 1
退職給付引当金見返に係る収益	6	12	6
臨時利益	24	26	2
純利益(△純損失)	0	21	21
総利益(△総損失)	0	21	21

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	1,118	1,041	△ 77	3,192	1,979	△ 1,213	297	294	△ 2	4,606	3,315	△ 1,292
経常費用	1,042	956	△ 85	3,182	1,968	△ 1,214	289	286	△ 3	4,512	3,210	△ 1,302
基金業務経費	910	850	△ 59	3,167	1,956	△ 1,211	273	272	△ 0	4,349	3,079	△ 1,270
地球環境基金業務費	910	850	△ 59	-	-	-	-	-	-	910	850	△ 59
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	3,167	1,956	△ 1,211	-	-	-	3,167	1,956	△ 1,211
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	273	272	△ 0	273	272	△ 0
一般管理費	128	99	△ 29	14	11	△ 3	16	12	△ 3	157	122	△ 36
減価償却費	5	8	3	1	1	0	1	1	0	6	9	4
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	76	85	8	10	11	1	8	8	1	94	104	10
収益の部	1,118	1,135	17	3,192	1,985	△ 1,207	297	295	△ 2	4,607	3,415	△ 1,192
経常収益	1,042	1,050	8	3,182	1,974	△ 1,208	289	287	△ 2	4,513	3,310	△ 1,202
運営費交付金収益	926	923	△ 3	29	28	△ 0	35	33	△ 2	990	985	△ 5
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	3,150	1,940	△ 1,210	-	-	-	3,150	1,940	△ 1,210
地球環境基金運用収益	75	82	8	-	-	-	-	-	-	75	82	8
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	251	250	△ 1	251	250	△ 1
寄附金収益	17	15	△ 1	-	2	2	-	-	-	17	18	1
資産見返負債戻入	3	3	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0
賞与引当金見返に係る収益	14	13	△ 1	2	1	△ 0	1	2	0	17	16	△ 1
退職給付引当金見返に係る収益	8	12	4	1	1	0	1	1	0	10	15	5
雑益	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1
臨時利益	76	85	8	10	11	1	8	8	1	94	104	10
純利益(△純損失)	0	94	93	0	6	6	0	1	1	0	100	100
総利益(△総損失)	0	94	93	0	6	6	0	1	1	0	100	100

別表-12

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	2,736	3,035	300
経常費用	2,736	3,035	300
承継業務費	2,618	2,911	293
一般管理費	98	98	△ 0
減価償却費	20	22	2
財務費用	0	0	0
雑損	-	5	5
臨時損失	-	0	0
収益の部	2,750	3,355	605
経常収益	2,750	3,355	605
事業資産譲渡高	2,524	2,805	281
資産見返負債戻入	18	18	0
財務収益	157	250	93
雑益	51	282	231
臨時利益	-	0	0
純利益(△純損失)	14	319	305
総利益(△総損失)	14	319	305

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,651	△ 9,825	8,826
業務活動による支出	△ 78,334	△ 71,683	6,652
業務活動による収入	59,683	61,858	2,175
運営費交付金収入	7,120	7,120	-
国庫補助金収入	344	331	△ 13
その他の政府交付金収入	11,459	11,567	107
業務収入	32,960	33,847	886
受託収入	5	7	1
運用収入	836	838	2
その他の収入	6,957	8,148	1,191
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,908	△ 23,705	△ 21,798
投資活動による支出	△ 126,608	△ 192,355	△ 65,748
投資活動による収入	124,700	168,650	43,950
財務活動によるキャッシュ・フロー	6	△ 16	△ 23
財務活動による支出	△ 17	△ 38	△ 21
財務活動による収入	24	22	△ 2
資金増加額(△資金減少額)	△ 20,552	△ 33,546	△ 12,994
資金期首残高	46,492	46,492	-
資金期末残高	25,940	12,946	△ 12,994

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,581	590	3,171	△ 133	△ 46	87	△ 2,714	544	3,258
業務活動による支出	△ 40,333	△ 37,285	3,048	△ 820	△ 726	93	△ 41,153	△ 38,012	3,141
業務活動による収入	37,753	37,876	123	687	680	△ 6	38,439	38,556	117
運営費交付金収入	362	362	-	-	-	-	362	362	-
国庫補助金収入	41	31	△ 10	204	200	△ 4	244	231	△ 13
その他の政府交付金収入	7,279	7,276	△ 3	-	-	-	7,279	7,276	△ 3
業務収入	30,070	30,201	131	-	-	-	30,070	30,201	131
運用収入	1	1	△ 0	483	480	△ 3	483	481	△ 3
その他の収入	-	4	4	-	0	0	-	4	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,200	△ 2,527	△ 4,727	-	△ 102	△ 102	2,200	△ 2,629	△ 4,829
投資活動による支出	△ 25,500	△ 17,027	8,473	△ 2,300	△ 2,402	△ 102	△ 27,800	△ 19,429	8,371
投資活動による収入	27,700	14,500	△ 13,200	2,300	2,300	-	30,000	16,800	△ 13,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5	△ 9	△ 3	△ 2	△ 4	△ 2	△ 7	△ 13	△ 6
財務活動による支出	△ 5	△ 9	△ 3	△ 2	△ 4	△ 2	△ 7	△ 13	△ 6
資金増加額(△資金減少額)	△ 386	△ 1,946	△ 1,560	△ 135	△ 152	△ 17	△ 521	△ 2,098	△ 1,577
資金期首残高	3,400	3,400	-	1,305	1,305	-	4,705	4,705	-
資金期末残高	3,014	1,454	△ 1,560	1,171	1,153	△ 17	4,184	2,607	△ 1,577

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,202	△ 523	679
実務活動による支出	△ 5,522	△ 4,927	596
業務活動による収入	4,320	4,403	83
その他の政府交付金収入	4,180	4,291	111
業務収入	115	87	△ 28
受託収入	5	6	1
運用収入	20	19	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,000	△ 2,502	△ 502
投資活動による支出	△ 62,000	△ 70,502	△ 8,502
投資活動による収入	60,000	68,000	8,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5	△ 12	△ 7
財務活動による支出	△ 5	△ 12	△ 7
資金増加額(△資金減少額)	△ 3,208	△ 3,038	170
資金期首残高	6,031	6,031	-
資金期末残高	2,823	2,993	170

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	143	236	92
業務活動による支出	△ 5,604	△ 5,527	77
業務活動による収入	5,748	5,763	15
運営費交付金収入	5,747	5,747	-
受託収入	0	0	△ 0
その他の収入	-	15	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 71	△ 71
投資活動による支出	-	△ 71	△ 71
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1	△ 4	△ 3
財務活動による支出	△ 1	△ 4	△ 3
資金増加額(△資金減少額)	142	160	18
資金期首残高	195	195	-
資金期末残高	337	355	18

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 173	△ 113	61	△ 2,854	△ 1,639	1,215	4,200	6,625	2,425	1,172	4,873	3,701
業務活動による支出	△ 1,191	△ 1,136	55	△ 3,200	△ 1,993	1,208	△ 2,880	△ 1,343	1,538	△ 7,271	△ 4,472	2,800
業務活動による収入	1,018	1,024	6	346	354	8	7,080	7,967	887	8,444	9,345	901
運営費交付金収入	943	943	-	31	31	-	37	37	-	1,011	1,011	-
国庫補助金収入	-	-	-	100	100	-	-	-	-	100	100	-
業務収入	-	-	-	200	208	8	-	-	-	200	208	8
運用収入	75	80	5	15	15	△ 0	243	244	1	333	339	6
その他の収入	-	1	1	-	0	0	6,800	7,687	887	6,800	7,688	888
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	799	799	5,800	△ 1,700	△ 7,500	△ 7,900	△ 16,602	△ 8,702	△ 2,100	△ 17,503	△ 15,403
投資活動による支出	△ 5,300	△ 2,651	2,649	△ 11,000	△ 33,500	△ 22,500	△ 20,500	△ 65,202	△ 44,702	△ 36,800	△ 101,353	△ 64,553
投資活動による収入	5,300	3,450	△ 1,850	16,800	31,800	15,000	12,600	48,600	36,000	34,700	83,850	49,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	22	17	△ 5	△ 0	△ 1	△ 0	△ 0	△ 1	△ 0	22	16	△ 5
財務活動による支出	△ 2	△ 5	△ 3	△ 0	△ 1	△ 0	△ 0	△ 1	△ 0	△ 2	△ 6	△ 4
財務活動による収入	24	22	△ 2	-	-	-	-	-	-	24	22	△ 2
資金増加額(△資金減少額)	△ 151	704	855	2,945	△ 3,339	△ 6,285	△ 3,700	△ 9,977	△ 6,277	△ 906	△ 12,613	△ 11,707
資金期首残高	546	546	-	4,820	4,820	-	11,687	11,687	-	17,053	17,053	-
資金期末残高	395	1,250	855	7,765	1,480	△ 6,285	7,986	1,709	△ 6,277	16,146	4,440	△ 11,707

別表-18

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,051	△ 14,954	1,096
業務活動による支出	△ 18,783	△ 18,746	38
業務活動による収入	2,732	3,791	1,059
業務収入	2,575	3,350	775
その他の収入	157	441	284
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8	△ 1,000	△ 993
投資活動による支出	△ 8	△ 1,000	△ 993
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1	△ 4	△ 2
財務活動による支出	△ 1	△ 4	△ 2
資金増加額(△資金減少額)	△ 16,060	△ 15,958	102
資金期首残高	18,509	18,509	-
資金期末残高	2,449	2,551	102

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

ii) 運営費交付金債務の発生状況

各勘定の当期の運営費交付金債務については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①平成 30年度末	②当期 発生額	③当期 取崩額	令和元年度末 (①+②-③)	主な要因
公健勘定	—	34	—	34	システム開発を翌期へ繰り越したため発生
研究勘定	—	230	—	230	予備費を翌期へ留保したため発生
基金勘定	—	—	—	—	
計	—	265	—	265	

(注) 運営費交付金の会計処理については、独立行政法人会計基準第 81 の運営費交付金の会計処理に基づき、業務達成基準（管理部門の活動については期間進行基準）を採用している。

iii) 財務の状況

(ア) 当期総利益

令和元年度の総利益は、431 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における割賦譲渡元金の利息分の回収の増加等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	▲9	二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失 (▲53)、業務の効率化による経費の縮減等 (43)
石綿勘定	—	—
研究勘定	21	業務の効率化による経費の縮減等 (21)
基金勘定	100	業務の効率化による経費の縮減等 (100)
承継勘定	319	利息収支差 (250)、遅延損害金等の雑益 (281)
計	431	

(注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。

(イ) 利益剰余金

利益剰余金は、平成 30 年度末の 28,412 百万円に対して、令和元年度は、国庫納付額 18,788 百万円、繰越積立金取崩額 41 百万円、当期積立額 431 百万円を計上し、令和元年度期末残高は 10,015 百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①平成 30年度末	②国庫納付額	③繰越積立 金取崩額	④当期 積立額	令和元年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	600	38	41	▲9	512
石綿勘定	—	—	—	—	—
研究勘定	96	59		21	58
基金勘定	182	182		100	100
承継勘定	27,534	18,509		319	9,344
計	28,412	18,788	41	431	10,015

②適切な資金運用

資金の運用については、平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、

- i) 直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金内容の弾力化を図った。
- ii) 預託金の金利の低下等、再運用が困難な状況を考慮し、1年程度の運用においても大口定期預金等による運用を拡大した。
- iii) 一部の資金の余裕金（維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金）について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ中期及び長期での債券運用を拡大した。（14銘柄、72億円新規取得）

これらの結果、普通預金残額の圧縮を図ることができた。（平成 30 年度比、平均残額は 0.98%ポイント減少）

○資金別・種類別の平均残額対比

(単位：百万円)

【平成30年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
33,429	83,753	52,801	135,146	271,700	305,129
10.96%	27.45%	17.30%	44.29%	89.04%	100%

【増減】				
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計
A	B	C	D	B+C+D=E
▲4,141	11,360	▲16,762	▲2,174	▲7,576
▲0.98%	4.97%	▲5.02%	1.03%	0.98%

【令和元年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
29,288	95,113	36,039	132,972	264,124	293,412
9.98%	32.42%	12.28%	45.32%	90.02%	100%

また、社債の取得条件について、環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、債券格付の基準に加え、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準を設け、それらを満たす債券を取得対象とすることとした。

(資料編 P89_共通 1 予算と決算の対比、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P93_共通 3-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))

(資料編 P95_共通 3-② 財務情報 主要な財務データの経年比較)

(資料編 P96_共通 4 運用方針について)

(2) 承継業務に係る適切な債権管理等

【令和元年度の概況】

旧環境事業団が公害防止・環境対策事業として昭和40年から実施していた公園緑地の整備、住工混在地域から工場を移転し設置した工業団地の造成、産業廃棄物処理などの公害防止施設導入に対する中小企業への貸付などによって発生した債権の管理回収を引き続き実施した。

第3期中期目標期間においては、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権（以下「一般債権以外の債権」という。）の残高を約220億円から100億円以下とする目標を大幅に上回って達成し、元金残高が36億円まで圧縮が進んだ。一方、第4期は回収困難案件の割合が増加した状況を踏まえ、個々の事情を勘案し計画的な対応を行うため、個別債務者ごとの令和元年度の行動計画を立案し、管理回収に取り組んだ。

令和元年度の一般債権は順調に償還が進み、新たに一般債権以外の債権となったものはなかった。また、一般債権以外の債権は、粘り強い交渉の結果、完済につなげた事案もあり、債権残高を2割圧縮することができた。

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

- 年度計画に基づく取組を着実に実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評定をAとした。
- 債権残高は、令和元年度期首残高115億円から34億円圧縮し、同期末残高は81億円となった。（平成30年度比▲29.5%）
- 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで期首残高36億円から9億円（▲24.7%）の圧縮を実現し、期末残高は27億円にまで減少し、圧縮率は平成30年度（▲23.4%）を上回る結果となった。
- この9億円のうち50.7%にあたる4.4億円は、各債務者や金融機関と粘り強く交渉を重ねた結果、経営破綻を起し倒産リスクが高まり貸し倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から約定期限より前倒しで元金が完済されたもの等である。長いものでは約8年の前倒しでの完済となり、回収の早期化にも大きく貢献した。

<課題と対応>

- 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。一般債権以外の債権については引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の増額に努める。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

(単位：億円、単位未満四捨五入)

評価指標等	達成 目標	基準値等 (令和元年度期首)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
債権残高	-	115 億円	81 億円				
(うち一般債権)	-	80 億円	54 億円				
(うち一般債権以外の債権)	-	36 億円	27 億円				

○その他の指標

-

○評価の視点

債権残高の推移

■項目別の主要な業務実績

①適切な債権管理等

i) 債権残高の推移

令和元年度も適切な債権管理に努め、債権残高は期首 115 億円から 81 億円となった。(平成 30 年度比▲29.5%)

ii) 計画的な債権管理回収にむけた取組

年度当初に債務者毎の処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉、面談協議に取り組んだ。返済交渉等のため、電話による状況把握のほか債務者等と面談・協議等(委託案件を除く)を実施した。

このほか、一般債権も含めた全ての債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。

iii) 「一般債権以外の債権」の圧縮のための取組

面談や財務分析の結果、今後、業況の回復等が見込め、他の金融機関からの支援が得られると思われる債務者については、他金融機関からの借り換えによる機構債権の全部または一部の繰り上げ償還を粘り強く交渉し、早期回収につなげた。

一般債権以外の債権にかかる法的処理は、平成 30 年度から係属していた 3 件(仮差押 1 件、差押 1 件、訴訟 1 件)のうち 2 件(仮差押 1 件、差押 1 件)が終結した。

また、令和元年度末に 2 件(計 2 億円)の貸倒償却を実施した。

これらにより一般債権以外の債権については、期首残高 36 億円から約 25%圧縮(9 億円)し、27 億円とした。

② 債権状況の明確化

令和元年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。債権残高は期首 115 億円から 81 億円(平成 30 年度比▲29.5%)減少し、81 億円となった。

<債権残高変動状況表>

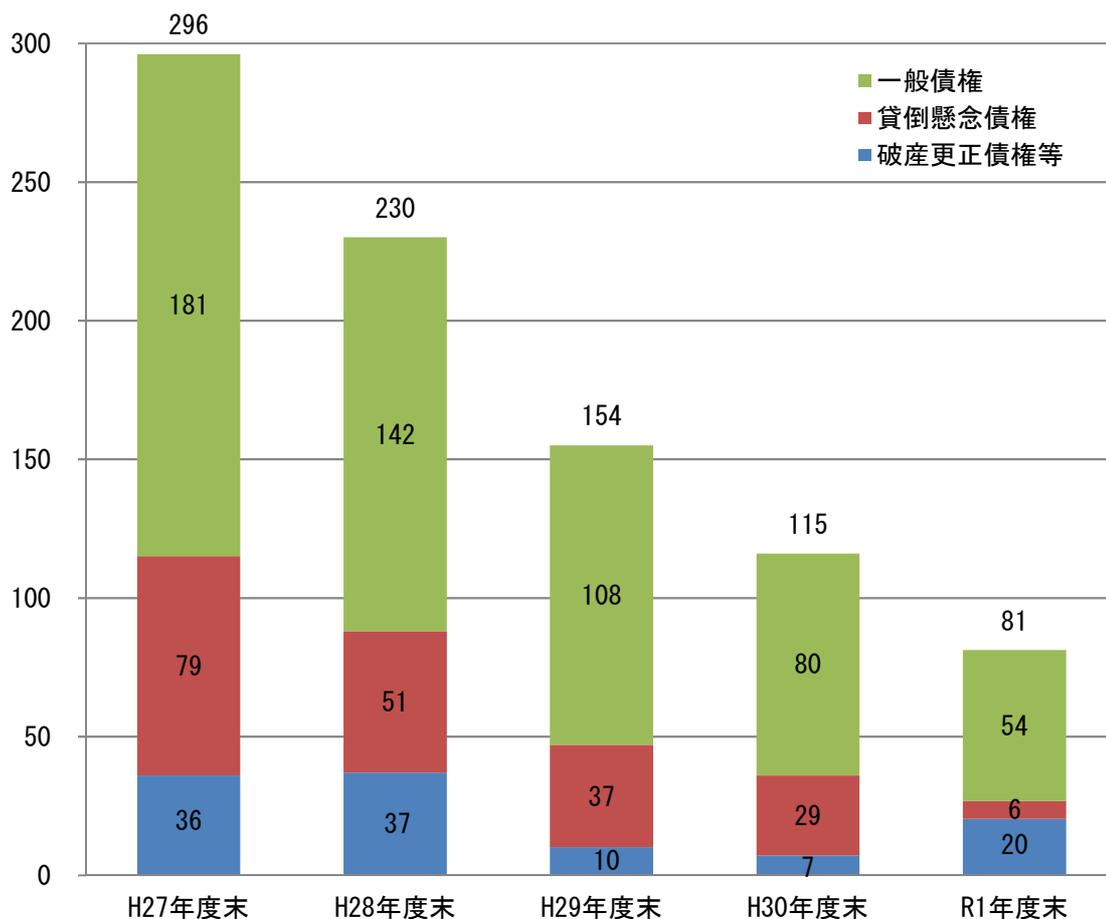
(単位：億円、単位未満四捨五入)

債権区分	令和元年度 期首残高①	回収 ②	償却 ③	移入 ④	移出 ⑤	令和元年度 期末残高 ①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	7	0	2	16	-	20
貸倒懸念債権	29	7	-	-	16	6
小計	36	7	2	16	16	27
一般債権	80	25	-	-	-	54
合計	115	32	2	16	16	81

(注) 貸倒懸念債権から破産更生債権等に 16 億円移動しているのは、大口債務者が民事再生法の適用申請を行ったためである。

債権残高の推移 (直近 5 ヶ年)

(単位：億円)
単位未満四捨五入



第4. 短期借入金の限度額

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和元年度は、短期借入を行わなかった。

第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7. 剰余金の使途

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和元年度は、剰余金の使用実績はなかった。

第8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 職員の人事に関する計画

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

常勤職員数： 148 人（令和2年3月末時点）

注：人事評価、研修など、職員の人事に関する業務実績等については、第8（4）③ i）人事、組織の活性化に関する取組（123 ページ）に記載しています。

(3) 積立金の処分に関する事項

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和元年度は、公害健康被害予防事業の財源 28,947 千円及び第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 11,867 千円を積立金より取り崩した。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

【令和元年度の概況】

機構は、第3期中期目標期間において、独立行政法人通則法の改正等を踏まえた内部統制システムの再構築、年々巧妙化するサイバー攻撃への対応等のための情報セキュリティ対策の強化研修体系の整備、人事評価制度の見直しなどに取り組んできた。

第4期中期目標期間がスタートする令和元年度においては、内部統制システムの実効性の確保を図るための内部統制推進計画の策定・実行、社会の変化を踏まえたリスクの見直し、情報セキュリティレベルの維持・向上を図るための各種取組を行った。また、新たに就任した理事長が職員全員と各層別に意見交換を行い、職員との意思の疎通を図った。

「人づくり」の取組としては、適正な人事評価やワーク・ライフ・バランスの推進を継続するとともに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」等の育成を目指して研修体系の見直しを行った。

引き続き、機構の内部統制、情報セキュリティ対策等が実効性のあるものとなるよう取り組むとともに、災害発生時の対応能力の向上を含む機構職員の育成に取り組んでいく。

① 内部統制の強化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

○ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定して各部における取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、引き続き適正な運用を行った。

○ 新型コロナウイルス感染症対策のため一部の研修を中止したが、内部統制等に係る研修の実施、Eラーニングの活用等により、引き続き役職員の意識向上に取り組んだ。

<課題と対応>

○ 令和元年度までの取組状況を踏まえ、引き続き、内部統制の推進等に取り組む。

○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務環境の変化等を踏まえ、電子決裁やオンライン会議を効率的に行う仕組みを検討する等、引き続き業務の適正を確保できるよう必要な見直し等を講じる。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)	—	年2回	4回				

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■項目別の主要な業務実績

i) 内部統制推進委員会等による取組

ア 内部統制推進計画の策定

各部の内部統制上の課題を整理し、これらに対応するため、内部統制推進委員会における検討を経て、平成31年度内部統制推進計画を策定した（4月）。

イ 内部統制推進計画に基づく取組状況の確認等

内部統制推進委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、内部統制推進計画の進捗状況を定期的に確認することで内部統制の推進を図った。また、事務事故の発生等を踏まえ、同委員会を臨時的に開催（4月、1月）し、対策等について検討し実務に反映した。

ウ 内部統制担当理事による職員面談の実施

当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、内部統制担当理事と各部門の若年層の職員計43名との個別面談（1人当たり40分程度）を実施した（9月～10月）。

エ 内部統制研修の実施

役職員一人ひとりの内部統制の本質に対する理解の深化を図ることを目的として、全役職員を対象に「内部統制の重要性について」をテーマとして内部統制研修を実施した（11月）。

ii) リスク管理の強化

ア 事務事故等の対応状況の確認

リスク管理委員会を3回開催し、発生した事務事故等の対応について半期毎に確認するとともに、リスク管理方針を適時適切に見直すことにより、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた（9月、11月、3月）。

イ リスク管理に関する全体方針等の見直し

リスク対応をより確実なものとするため、上記のリスク管理委員会等において、「環境再生保全機構リスク管理方針」等の見直しを行った。

ウ 危機事案発生時における広報対応等の訓練

危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、全役職員を対象に緊急時の広報対応に関する研修を実施した（2月）。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月に予定していた模擬記者会見による実践的なトレーニングは中止した。

iii) 内部統制等監視委員会による検証等

ア 内部統制等監視委員会による検証

内部統制等監視委員会を開催し、平成30年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（4月）。

イ 監事による確認

平成30年度の内部統制推進状況について、監事監査において確認を受けた（6月）。

iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上

全役職員を対象として、コンプライアンス研修を実施した（10～11月）。集合研修の効率化及び充実化を図るためにE-ラーニングによる事前基礎学習（「職場のコンプライアンスステップアップコース」）の受講を必須とした上で、集合研修では特に「職員の秘密保持義務」をテーマとして説明を行い、コンプライアンス意識の向上を図った。

また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、職員を対象に「コンプライアンス・チェックシート」による自己点検を実施し、正答率は98.6%であった（10月）。

（資料編 P98_共通5 内部統制の推進に関する組織体制（H27.9～））

② 情報セキュリティの対策の強化、適切な文書管理等

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

○ 政府の方針を踏まえ、「平成31年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき各種取組を展開するとともに、基幹ネットワークの更改及びセキュリティ対策強化を実施するなど、引き続き機構全体の情報セキュリティ高度化を図った。

○ 法令等に基づき、文書管理、情報開示等を適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。

<課題と対応>

○ 政府の方針、令和元年度までの取組等を踏まえ、引き続き、情報セキュリティの高度化、文書管理の適正化等に取り組む。

○ 新型コロナウイルス感染症対策のため在宅勤務（テレワーク）等を導入したことを踏まえ、情報セキュリティ対策の強化等について検討する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	—	年1回・100%	1回・100%				
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	—	年2回	2回				
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	—	年1回・100%	文書管理 担当者を 対象とし た研修：1 回・100% 新人職員				

			を対象とした研修：1回・100%				
--	--	--	------------------	--	--	--	--

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■項目別の主要な業務実績

i) 情報セキュリティ対策の強化

ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等

「平成31年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を踏まえ、次とおり各種取組を推進した。

(ア) 情報セキュリティ委員会の開催

情報セキュリティ委員会を計2回開催し（6月、3月）、令和2年度の情報セキュリティ対策推進計画の作成、情報セキュリティインシデントの情報共有等を行った。

(イ) 環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程等の改正

「情報セキュリティ実施手順書」の改正を行った（3月）。

(ウ) サイバー攻撃への技術的対策

当機構のウェブサイトの再構築に伴い、セキュリティ強化を実施した。

(エ) 基幹ネットワークの更改等

ファイルサーバ更改に伴うインシデント対策等の強化、机上端末のノート化など、利便性を維持・向上させつつ、セキュリティ対策の強化を図った。（11月）。

(オ) 情報セキュリティ対策の自己点検

情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認のため、全役職員を対象とした自己点検を実施した（10月）。

(カ) 情報セキュリティ監査

「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した（12～2月）。

(キ) ネットワークの脆弱性対策の推進

外部セキュリティベンダによるペネトレーションテストを実施した（2月）。

(ク) 情報セキュリティに関する教育・訓練

全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を実施し、各種セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（10月）。

また、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（10月、2月）。

ii) 適切な文書管理及び情報公開

文書管理については、「公文書等の管理に関する法律」及び「行政文書の管理に関するガイドライン」等に基づき、令和2年度以降は機構全体に展開することを目的として、総務部において保有する事務所内の紙媒体の文書及びファイルサーバ上の電子文書について先行的に現状調査を実施することにより保存方法等の見直しを行い、文書管理のガイドライン案を作成した（2月）。

また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進を図るため、新人職員を対象とした研修を4月に、文書管理担当者を対象とした研修を6月に実施した。

情報公開については、一般からの情報開示請求等4件について、適正に情報の開示等を行った。また、実務上の留意点等について学ぶことを目的として、外部セミナーに実務担当者を派遣した（9月）。

③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度について見直しを行うとともに、着実な運用を行った。また、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を確実にを行い、働き方改革の推進を行った。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指すため、研修体系の見直しを行った。
- 業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA業務継続計画（BCP）」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、PDCAサイクルによる継続的な改善を行うために実効性の検証、課題の抽出を行った。法人文書管理体制については、平成30年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部で所管する外部倉庫においても棚卸を実施し、管理状況の改善を行った。
- 業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「2019年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。
- 災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施した。

<課題と対応>

- 政府の方針、令和元年度の取組状況を踏まえて、引き続き人事、組織の活性化、業務実施体制の強化・改善及び業務における環境配慮の推進に取り組む。
- 引き続き環境省等と連携し、災害廃棄物対策等の災害対応に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、既存の業務継続計画の検証を行い、必要な改定を行う。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
「独立行政法人環境再生 保全機構がその事務及び 事業に関し温室効果ガス の排出削減等のため実行 すべき措置について定め る実施計画」に基づく環 境負荷低減実績の対基準 年度比	—	平成 25 年度 比で令和 2 年 度 まで に 10%削減 令和 12 年度 までに 40% 削減	20.5%削 減 (※暫定 値)				

※ 2018 年度（平成 30 年度）の CO₂ 排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。

■項目別の主要な業務実績

i) 人事、組織の活性化に関する取組

ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し

平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度について、期末までの目標達成に向けて改善点を明確にするため、中間面談の実施方法について見直しを行った。また、期末評価の実施に際して、一次評価者となる課長職全員に対して人事評価研修を 3 月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。

また、平成 30 年度から組織の活性化を目的として実施しているメンター制度については、引き続き令和元年度も実施し、12 月にはメンター、メンティーそれぞれから制度に関する改善意見等を聴取する意見交換会を行い、制度の向上を図るとともに職員間の交流を活発化した。

イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組

衛生委員会を通じて、職員の時間外労働の適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推進し、10 月に、厚生労働省から子育てサポート企業の認定を受け、「くるみんマーク」を取得した。

また、機構における女性活躍推進の状況及び課題を把握するために、1 月に職員を対象としてアンケートを実施・集計を行った。今後は、集計結果を分析し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に反映することを予定している。

そのほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に資することを目的としてテレワークの試行を開始した。さらに 2 月末以降、日本国内に蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する喫緊の対策の必要性が生じたことから、従前の時差通勤（シフト勤務）の拡大やテレワークの弾力的な運用を行った。

ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し

第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画とし、次の2つの側面からのアプローチによる研修体系の見直しを行った。

- ①「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」
- ②「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」

具体的には、下表のとおり、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべき研修を整理し、実施した（計80講座）。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の研修を中止した。

種類	目的	主な研修	講座数
①「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」アプローチ			
(ア)基礎研修	日ごろの職務遂行のために必須となる土台づくりとその維持	・内部統制・コンプライアンス・情報セキュリティ研修 ・ハラスメント防止研修	2
(イ)職制別研修	組織のマネジメント力の向上のために、管理職、昇格者、新入職員等の職制別に、自身の役割の実践及び今後のキャリアアップに必要な知識・技能・心構えを習得する	・等級別新任昇格者研修 ・新入職員研修 ・フォローアップ研修 ・内定者研修 ・ストレスチェックフィードバック研修	9
(ウ)スキルアップ研修	各職員における機構のミッション達成に必要な知識・技能の向上（全職員の主体的な学習等の促進）	・E-ラーニング ・資格取得支援（簿記・医療事務・メンタルヘルスマネジメント検定等）	2
(エ)環境専門性研修※	環境行政に関する幅広い知見を身につける	・環境省（環境調査研修所）等が主催する研修	2
②「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ			
(オ)業務専門性研修	機構の各業務に必要な専門的知識・技能を身につける（各部・室において計画・実施）	・各部・室の業務に特有の知識・技能を学ぶ研修	65

※環境専門性研修は、政府機関等主催の外部研修。

研修の効果に関しては、受講後アンケート（自由記述形式）により、それぞれの研修が職員の行動変容や意識改革を促していることを確認した。具体例は、次のとおり。

■ 受講後アンケートの回答（一部抜粋）

<ハラスメント防止研修>

- ・自分の思考の癖や相手との考え方の違いを意識しながら、周囲とコミュニケーションを図っていきたい。

<ストレスチェックフィードバック研修>

・講義で学んだメンタルヘルス対策を踏まえたマネジメントのアップデート、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善に取り組んでいきたい。

また、令和元年度は、理事長が各層の職員全員と意見交換を行い、第4期中期目標期間の組織運営のポイントである「次世代の人材育成」に係る取組の検討に着手した。

エ SNS等を活用した組織的な広報の推進

新たにFacebook公式アカウントを開設し、イベント、事業等についての情報発信、他の機関と連携しての情報発信等に取り組んだ。(11月～)

また、平成29年度から引き続き、機構内の「広報関係担当者連絡会議」を月1回程度(計11回)開催し、各部の広報担当者等による情報・意見交換を通じた連携促進、機構ウェブサイトや各事業SNSの傾向等の分析などに取り組んだ。

ii) 業務実施体制の強化・改善等

ア ERCA業務継続計画(BCP)

PDCAサイクルによる継続的な改善を行うために、「ERCA業務継続計画(BCP)」の実効性の検証、課題の抽出を行った。また、発災時における関係者の判断・対応能力の向上を目的として、平成30年度に引き続き役職員向け「防災セミナー」を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と共同開催した(11月)。さらに、災害対策本部初動対応訓練を実施するとともに、職員の災害対策のためのミニハンドブックを作成した。(3月)

イ 外部倉庫の管理環境の改善

平成30年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部署で所管する外部倉庫においても棚卸を実施し、管理状況を把握するとともに、外部倉庫の利用ルールの見直しに向けた検討を開始した(12～3月)。

iii) 業務における環境配慮の推進

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため「2019年度環境配慮のための実行計画(以下「実行計画」という。)」を策定した(6月)。実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、9月に1回目の自己点検、2月に2回目の自己点検を行い、環境配慮の取り組みを職員に促した。また、3月に環境委員会を開催し、「2020年度環境配慮のための実行計画」を策定した。

「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画(平成29年10月改定、以下「機構実施計画」という。)」において定めた削減目標に対する令和元年度の達成状況は下表のとおりであり、機構実施計画において定めた2013年度を基準とした2020年度までの温室効果ガス排出量、事務所の電気使用量、用紙の使用量、廃棄物の排出量の削減目標は達成することができたが、廃棄物中の可燃ごみ排出量の削減目標については未達成であった。

削減対象項目	機構実施計画に掲げる達成目標	達成状況
温室効果ガス排出量	2013年度比で10%削減	20.5%減
事務所の単位面積当たりの電気使用量	2013年度比で2020年度までに10%削減	13.4%減
用紙の使用量	2013年度比で2020年度までに25%以上削減	33.1%減
廃棄物の排出量	2013年度比で2020年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を2013年度比で2020年度までに増加させないこと	23.1%減 可燃ごみ 105.1%増

事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、平成31年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を16億円購入した（10月、平成30年度購入額4億円）。

（内訳）

- ・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券：3億円
- ・（独）住宅金融支援機構債：3億円
- ・東日本高速道路（株）社債：10億円

温室効果ガスの排出抑制への取組について、機構実施計画に基づき、PDCAサイクルにより着実な進展を図るとともに、電気使用量については、事務所の区画別の使用状況を公表することで削減を促すとともに、事務所におけるエコバッグのシェアリングやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図る等、中間目標の達成に繋げるための対策を行った。

令和元年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、「環境報告書2019」を作成し、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、平成30年度におけるERCAのSDGs関連取組、地域に根差した社会貢献活動について紹介を行った。また、国民に対する情報発信として、ウェブサイトでの公表（9月）、関係機関等への配付（約4,500部、10月）、国公立図書館、大学等の学校付属図書館、大学等の就職課、中間支援組織であるNPO法人等への配布（2,271箇所、10～11月）を行った。

（資料編 P99_共通6 2019年度環境配慮のための実行計画）

（資料編 P104_共通7 2020年度環境配慮のための実行計画）

iv) 災害への対応等

平成31年3月に設置した「災害対応プロジェクトチーム」（職員18名で構成）を中心に、組織及び職員の災害対応力向上のため、環境省と連携して、災害廃棄物対策に係る取組等を実施した。また、環境省災害廃棄物対策室に職員1名を出向させた。

令和元年度の主な取組は、次のとおり。

ア 環境省の検討会等の参加・傍聴

環境省の災害廃棄物対策推進検討会等の検討会・ワーキンググループ等に参加・傍聴（計 24 回、延べ 37 人）し、プロジェクトチーム及び組織全体に共有するための勉強会・報告会を実施（計 4 回、延べ 91 人参加）するなどして、職員の災害廃棄物対策に係る知見向上を図った。

イ 環境省災害廃棄物対策室等への応援要員派遣

「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、環境省災害廃棄物対策室等に応援要員を派遣し（延べ 33 人）、情報収集等の支援、災害査定の補助等を実施した。

④中期目標期間を超える債務負担

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和元年度は、以下に係る調達（少額随意契約を除く）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、第5期中期目標期間にわたる契約を行った。

・「次期PCインフラ基盤構築及び運用保守支援業務」

（契約期間：令和元年6月～令和6年11月）

主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況

(令和元年度)

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置>

評価項目	指摘事項等	反映状況
<p>I-1-2 納付業務</p> <p>(平成30年度) I-1-2 都道府県等に対する納付金の納付</p>	<p>適正な申告納付を維持するため、現地調査、研修をはじめとする機会を設けて自治体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p>	<p>納付金の納付業務の適正かつ円滑な執行を図るため、指導調査（支出証拠書類等による支出額の書面確認、事務処理方法等に関するヒアリング）を15都道府県等に対し実施した。また、納付業務システム担当者研修会を、補償給付については5月に4回（東京2回、名古屋1回、大阪1回）、福祉事業については8月に3回（東京2回、大阪1回）の計7回実施した。</p>
<p>I-2-1 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(平成30年度) I-2-3 調査研究</p> <p>(平成30年度) I-2-4 ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施</p> <p>(平成30年度) I-2-5 公害健康被害予防事業を担う人材の育成</p>	<p>近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切な運営がなされることを期待する。また、ぜん息患者等のニーズの変化を踏まえて適切な課題設定に努めること。</p> <p>本事業で作成してきたコンテンツについては、他省庁や民間からも高く評価されている。他機関から2次利用の依頼については、積極的に応じ、これまでに蓄積した情報が活用されることに期待する。</p> <p>引き続き予防事業人材バンクに登録された人材の活用に努め、ぜん息患者等の療養指導の質の向上を図られることを期待する。</p>	<p>従来と同等規模の研究費を確保できるよう、採択課題数を設定するとともに、近年の高齢ぜん息患者の増加に着目し、その治療実態を把握するための新たな研究にも配分金額の見直しにより研究費総額を増やすことなく対応した。また、予防事業に資する研究成果が得られるよう研究会議にも職員が参加し、契約相手先である実施機関に対しても現地調査・指導を行うなど適切な運営に努めた。</p> <p>これまで蓄積した情報を、より多くの関係者に利用していただけるように、ホームページで公開している動画を病態ごとに分類・整理し配置を見直したほか、コンテンツの使用許諾に係る手続も簡素化した。また、紙媒体のパンフレットについても民間企業と連携して動画化しSNSで発信するなど多様な媒体にも対応した。</p> <p>地方公共団体に対し、人材バンク登録者の紹介と事業企画立案・ノウハウをパッケージ化した支援事業を行い、15団体21事業に人材バンクから延べ49人を派遣し、1,196人の参加を得た。支援が終了した地方公共団体では従来の助成事業に支援事業が取り込まれるなど、質の向上を図ることもできた。</p>

<p>I-2-3 公害健康被害予防基金の運用等</p> <p>(平成30年度)</p> <p>I-2-1 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保</p>	<p>運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあることから、ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、効率化及び他団体との連携等により、必要とされる事業の実施を確保していくこと。</p>	<p>財源の安定的な確保を図るため、環境負荷の低減または社会的課題の解決を目的とした優良企業の社債の購入を積極的に行うなど、運用収入の改善に努めた。また、患者団体及びぜん息・COPD患者を支援する活動に取り組んでいる団体との意見交換を継続して行い、ぜん息患者等のニーズの把握に努めるとともに、人材バンクの積極的な活用や、患者団体や地方公共団体と連携した助成事業の実施などについて情報共有を図った。</p>
<p>I-3-1 助成事業</p> <p>(平成30年度)</p> <p>I-3-1 助成事業に係る事項</p>	<p>助成を受けた活動が助成終了後も自立し持続的に継続していくことのできるよう、これまでに機構が蓄積してきた知見や経験を活用しつつ助成事業の質の向上に向けたさらなる支援に努めること。</p>	<p>令和2年度からの助成事業アドバイザー制度の導入の決定、中間コンサルテーションにおける振り返りシート導入など進捗確認の充実、ベストプラクティスの発信強化などの新規取組を着実に実施した。</p>
<p>I-3-2 振興事業</p> <p>(平成30年度)</p> <p>I-3-2 振興事業に係る事項</p>	<p>若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業について引き続きその効果的な実施を図るとともに、ユース世代による環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。</p>	<p>若手プロジェクトリーダー育成支援制度については令和元年度も修了生を8名輩出するなど着実に支援を行った。また、ユースの活動支援・交流事業として平成27年度から行っている「全国ユース環境活動発表大会」については、令和元年度も全国8地区で地方大会を開催し、参加校数も平成30年度の152校から162校へと更に増加するなど、全国的な拡大を促進した。</p>
<p>I-3-3 地球環境基金の運用等</p> <p>(平成30年度)</p> <p>I-3-3 地球環境基金の運用等について</p>	<p>企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。</p>	<p>寄付者の貢献が見える「地球環境基金企業協働プロジェクト」について、成果及び効果により平成30年度の寄付の水準を引き続き確保することができた。また、役員、職員ともに、継続を含めて寄付獲得に向けた企業への働きかけや、身近な寄付方法の周知、さらに広域な地域で開催されるイベントや機構の他部署が行う市民等参加型イベントにおいて地球環境基金事業の幅広い周知を行うことで寄付の獲得に努めている。</p>

<p>I-6-1 認定・支給に係る業務</p> <p>(平成30年度)</p> <p>I-6-1 認定・支給等の迅速かつ適 正な実施</p>	<p>申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれる中、処理日数の大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく必要がある。</p>	<p>申請受付件数が平成30年度比で2.4%増加（平成30年度：1,303件→令和元年度：1,334件）する中においても、医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会の審査において、必ず確認している免疫染色検査の結果の提出を求め、当該検査が未実施の案件については、機構が免疫染色を実施するなど、環境省への判定申出前から可能な限り資料の収集に努めたことにより、療養者及び未申請死亡者に係る申請等において、1回の医学的判定で認定等の決定を行った案件の割合が64.9%（平成30年度実績59.9%）へ増加した。</p>
<p>(平成30年度)</p> <p>I-6-6 救済制度の見直しへの対応</p>	<p>今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。</p> <p>一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか引き続き注視する必要がある。</p> <p>また、中皮腫ポータルサイトについては、総合的な情報提供の取組を推進し、適切な運用に努めることが必要である。</p> <p>さらに、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限の到来を踏まえた周知等について検討していく必要がある。</p>	<p>制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査については、引き続き着実に実施した。</p> <p>また、環境省との意見交換会を行い、平成28年12月にとりまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の指摘事項を踏まえ、関係機関と連携を図りながら「石綿による肺がん」の重点周知、医療機関への広報などの取組を行った。</p> <p>効果の高いテレビCM・新聞広告及びターゲットを絞ったWeb広告等を中心とした一般向け広報を展開したことに加え、医療関係団体（学会等）との連携により医療従事者等へ周知したことにより、無料電話相談等5,714件（第3期中期目標期間実績比26件増）に対応し、平成30年度比で2.4%増の1,334件の申請等に繋げることができた。</p> <p>また、中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を機構のホームページを通じて総合的に提供するため、平成30年度に作成したポータルサイトの運用を開始した。この中皮腫ポータルサイトについては、パンフレット等へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チラシの作成・配布等により周知を図った。</p>

<p>(平成 30 年度) I - 6 - 4 救済制度の広報・相談の実施</p>	<p>今後も、看護師や医療ソーシャルワーカー等も含めた医療従事者・医療機関や、申請手続の相談等に携わる保健所等担当者に対し、制度や申請手続等周知を着実に推進する必要がある。また、効果的な制度周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。</p>	<p>さらに、中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限の周知については、次のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所担当者等説明会、地方公共団体主催研修会における周知（14回） ・新聞広告による周知（7回） ・Web 広告による周知（2/20～3/20） <p>学会セミナーを通じて制度周知を進めたほか、医療関係団体の協力を得て、また、環境省及び厚生労働省との連携により、医師・医療機関、医療ソーシャルワーカー等への制度や申請（請求）手続に関する情報発信等に取り組んだ。</p>
<p>(平成 30 年度) I - 6 - 3 制度運営の円滑化等</p>		

